

ます。そういう技術的な面だけでござ

いますか。実はもう、一応請願の趣旨は郵政大臣にもこの間申し上げておきましたのですが、消費者を守るという、そういう面に対しては、どうい

うか。せつかく五円出して買ったものが、ほかの封緘はがきは、それは切つてよろしいとい

うことになっておるのです。この官製はがきだけが、請願にもござい

ということは、ちよつと法的にも問題があるのではないか。

しからば、どういふ方法があるかという、今諸外国の例等も調べてお

ますが、一般的には、買い戻しをしたらどうかとか、あるいは交換をしたら

どうかとかいふ意見もいろいろ聞いておりますので、いろいろな例をよく検

討いたしまして、同時にまた、技術的にも、できるだけ利用の方

に便利になるようにということ、もう少し研究してみたいと、こ

ういふつもりでござい

ます。

認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の内容及びその手続等は、委員長に御一任願いたいと存じま

すが、御異議ございませつか。

○委員長(光村基助君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(光村基助君) 他に御発言もなければ、本委員会付託の請願の処理

については、先刻御報告いたしました理事會申し合せのとおり処理するこ

とに御異議ございませつか。

○委員長(光村基助君) 他に御発言もなければ、本委員会付託の請願の処理

るのでございますが、私、お聞きするところによると、この改定の動機と申

しましうか、昨年の五月に経済閣僚懇談会がありまして、その際に、景気

の調整策に関する統一見解の中で、「この金融措置の一環として、金利の調節

の金融の金利の改定を政令で行ない得るよう所要の法律改正措置を講ずること」

というように相なつておるものが、改定の私は動機になつたのじやないかと

思ひます。

もちろん、日本の経済を安定して、その発展のために、適時適切な調節を

する、そのためには、金融政策というものはきつめて重要な地位を占めてお

るに支障を来さないようにやりたい。それから適時適切に金利政策にマッ

チできるようにするといふためにやつたわけでございますけれども、しかし

郵政大臣といたしましては、これは国民の零細な貯金でございますから、こ

れを守るというには十分に意を用いなければならぬ次第でございま

す。そこで、まあ法律の中にそういう国民の利益を守るという条項を入れま

して、それを基本的条件として今後運営していきたいというわけございま

して、その運営のために、あるいは郵政審議會を強化するといふようなこと

をいたしまして、国民の利益は十分守るようにしていきたいといふことは、

らないとかいうような問題があるとは思っておりません。しかし、こういうことがすぐに金利の引き下げに結びついて考えられやすいのでありますが、先般大蔵大臣が、あれは鈴木強君の質問でしたか、そういう意図はないのだというふうなお話もございましたが、郵政大臣としては、どういふお考えでございましょうか。

○国務大臣(小沢久太郎君) この政令に委任するというのが、直ちに利率の引き下げをするということの意味しておらないことは、大蔵大臣も説明しておるとおりでございます。それは、われわれもここで申し上げ得ると思う次第でございます。

○鈴木恭一君 そこで、大臣は今、法律の中にも十分預金者の利益が反映するようにしなければならぬこれは従来法律にも書いてなかつたので、きわめてけつこうな条項であると私は思っております。しかし、これを見ますと、「国民大衆の零細な貯蓄手段であり、預金者の利益の保護に遺憾のないようにするために、利率の決定または変更の場合には」云々、こういうことが書いてあるわけです。ところが、私は、こういう場合だけが考えられる問題じゃない、常に郵政大臣は預金者の保護とすることを念頭に置いて事業を運行していかなければならない。そうなりまして、これは単なる倫理規定になつてしまつて、そういうようなものは変更するときだけにひとつ考えてみようかということに、ひとつやつてもらいたい。と申しますのは、現在定期なんかは、民間の銀行の定期より下になつてゐるのですね。そういうふうなものを今改正するというふうな御意

図はございませんか。

○国務大臣(小沢久太郎君) 定期につきましては、これまでは郵便貯金のほうでございまして、一般金融機関の預金利子に関する課税上の優遇措置も講ぜられるようになりまして、わずかでございまして、郵便貯金のほうが悪くなつておるのでございまして、こういう点につきましては、われわれもいたしましては、今後こういう不均衡を是正するように努力していきたい、そういうふうなことを考えております。

それからもう一つ、鈴木先生がおっしゃつたように、この運営の点につきましては、国民の利益を守るということとは、常に念頭に置いて運営していくというふうに考えている次第でございます。

○鈴木恭一君 ぜひそういうふうな運用をひとつやつていただかなければならぬのですが、そこで、この利率の決定を政令に譲る、これは、従来戦前は実は勅令であつたのです。郵便事業創始以来、法律でこれを決定しておつたことは、昭和二十二年に、預金者の権利を保護するという意味におきまして法律になつた。これには、いろいろな支障も実はあつたでございまして、また、下がる時には、法律でやれば不利になるようですね。上がるときには、またこれと逆な現象が出てくるというふうなこともある。したがつて、絶えず一般の金融情勢に即応してこれが動いていくというこはいいことだと思ふのですが、一体、銀行利子ですね、普通の民間の銀行利子は、どういふふうに決定されておるのですか。

○政府委員(金沢平蔵君) お答えいたします。銀行のやつは、戦前は、自主的と申しましうか、銀行の人たちの申し合ひによつてきめておつた。終戦後、金利調整法ができて、そこでそれが変わりました。日銀政策委員会が金利調整審議会というものを開きまして、そこで皆様の御意見を聞かれて、そして日銀政策委員会がきめる。そして、発議は大蔵大臣がなさる、こういうことになっております。

します。

○鈴木恭一君 そうすると大蔵大臣の命令が出て、そして日本銀行の政策委員会が、金利調整審議会、それにかけて、諮問して、日本銀行の政策委員会が決定するのですか。

○政府委員(金沢平蔵君) さようでございませう。

○鈴木恭一君 その構成は、どういふふうになってゐますか。

○政府委員(金沢平蔵君) 金利調整審議会でございますが、それは、日銀の副総裁、それから金融関係、それから産業資本関係と申しましようか、それがみんなそろひまして、十五名になっております。

ち、銀行業者というが、金融を反映しているのが七名。

○政府委員(金沢平蔵君) さようでございます。

○鈴木恭一君 ところで、金利調整審議会と、これから郵政省が持たれるであろう諮問機関とは、私は性格がまるで違つておると思うのです。片方は、自分の利益のために、金融業者というものの地位が考えられる。しかし、これと全く反対に、郵政省で考える郵便貯金の諮問機関というものは、どこまでもやはり貯金者の利益を代表するといふ者の地位が、私は重要になつてくると思うのです。そこでそれを郵政審議会に諮問されるということになつておる。しかも、これは諮問ですね。議決をするものじゃないので、郵政大臣がこれを採用するか採用しないかは、これは自由です。しかも、現在の郵政審議会に諮問されるというところは、現在の郵政審議会というものは、そんな機能を持つておるのでしょうか。

○政府委員(金沢平蔵君) 現在の郵政審議会は、今度法律で義務的になりました。利率の諮問を受けるということは今までございせんでしたから、それで、今までの郵政審議会では十分とはいえないと思つております。そこで、今までのところを申し上げますと、現行では、第一部会、第二部会、第三部会がございまして、第一部会の中に郵便並びに為替貯金関係、こうなつております。こういうのが最も大事なことでございます。第一部会を分けまして、郵便貯金の専門の部会を設けまして、そうしていただきたいところは、第二部会としていきたい、こう思つております。そこで、委員の構成も、全体

的に申しまして、私が、今までのものでは十分とはいえないと申しましたことは、今までの委員の構成は、現在四十名でございますが、やはり十分に考えまして、一番預金者の切実な気持を反映しなければいかぬということで、現在の四十名に五名をふやしまして、そしてそれは主として預金者の代表として、それにあつては金融評論家とか、あるいは経験者とか、そういうような金融関係の専門家を入れますが、主として預金者の代表を選んで入れた、こういうふうに考えております。

○鈴木恭一君 現在でも、法を立案されるような際には、この郵政審議会に諮問されておつたのじゃないですか。

○政府委員(金沢平蔵君) これは、今までの問題につきましては、郵政審議会に正式にはお聞きいたしてございせん。しかしながら、この問題につきましては、郵政審議会の主立った先生方の御意見は、この法定事項を政令に譲るということにつきましては承つておるのでございます。

○鈴木恭一君 それはおかしいので、郵政審議会というものは、郵政事業のうち重要な事項は、この郵政審議会に諮問することになつておるのではありませんか。

○政府委員(武田功君) お答えいたします。ただいまの郵政省設置法におきまして、郵政審議会は郵政省の付属機関となつておまして、それには、郵政省設置法の「第三条に掲げる事業の健全かつ能率的な運営及び事務の公平且つ能率的な運営を図るため、その事業及び事務に関する事項を調査審議する」、これが現在の郵政審議会の任務になつ

た。ただいまの郵政省設置法におきまして、郵政審議会は郵政省の付属機関となつておまして、それには、郵政省設置法の「第三条に掲げる事業の健全かつ能率的な運営及び事務の公平且つ能率的な運営を図るため、その事業及び事務に関する事項を調査審議する」、これが現在の郵政審議会の任務になつ

ております。したがって、特に法律を出しますときの諮問とか、そういうことになっておりませんが、このたび御提出いたしております貯金法の改正におきましては、その部分につきましては、今度は諮問機関として性格を明確にするわけでございます。

○鈴木恭一君 それでよくわかりました。ここで私は、今まで言ったとおり、この郵政審議会の何とか部会が知りませぬけれども、その構成には特に注意を考えていただきたい、その点をお願いしておきます。

それから、最後に一つ。かりに金利が下がったような場合に、現在の預金者に対する保護は、どういうふうに考えられておられるのか。たとえば積立とか定期とか定期等は、これはその条件を納得して預入したものである、不利な取り扱いは私でないと、その点の配慮は十分されておると思ふ。法律の改正の際にも、附則でそういうことはうたつておるはずですが、今度政令に譲りましても、その点は十分考えられてしかるべきと思ふのですが、その点はいかがです。

○政府委員(金沢平蔵君) これは、将来利下げが行なわれる場合に、そのときに現存する定期貯金等につきましては、これはそれぞれの法律の附則にうたつておるわけでございます。ところが、今度は、具体的な利率を政令で定めるという関係もございまして、利下げの政令を定める際に、その附則で適用関係を規定することになるわけでございます。そうして、その根拠をちよつと申し上げたほうがいいと思ひますが、その根拠は、現在の郵便貯金

法、これは——貯金法の五十七条でありますけれども、そこで定めておるこの制度の内容から考へて、預入当時の利率を預入期間中は保証すると考へるのが妥当だろうと思つております。

○鈴木恭一君 そうすると、定期は十年間保証するわけですね。

○政府委員(金沢平蔵君) さうでございます。

○鈴木恭一君 私の質問は、これで終わります。

○委員長(光村基助君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(光村基助君) では速記を起して。

午後一時五十分休憩

午後一時二十五分開会

○委員長(光村基助君) これより再開します。

郵便貯金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

午前中に引き続き質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

た、戦後においては、経済再建の方策として財政投融資の財源として、郵政省の計画というよりもむしろ大蔵省を代表する政府の計画として貯蓄目標額が定められたりしたという事実があつたわけですね。そういう段階においては、郵便貯金の本来の使命というのは、スボイルされたというような状態にあつた。しかし、こういうことがいつまでも続くということ、私は必ずしも好ましいことではないと思ふ。したがって、経済も安定し、人心も安定した今日において、郵便貯金事業の経営方針という根本問題について、大臣の御意見を聞きたいと思ひます。

○国務大臣(小沢久太郎君) 郵便貯金は広く国民一般の貯蓄の源となるものでありまして、一にもつて貯蓄をいたしまして将来に備へるという貯金の性質が根本だと思ひますが、これがまた一方は財政の原資となりまして、いろいろ公共事業とか、あるいは社会の福祉事業だとか、そういうふうな国家資金の一部といたしまして利用されておるわけでございます。そしてそれが国民経済の向上というふうなものに資しているわけでございまして、しかし、それはまあ一面国家資金としての面でございますけれども、また一面、貯金としてこれが国民に愛されるようにしなければなりません。それがために、国民の郵便貯金を保護するという面も考えなければならぬというふうな点で、われわれは今後努力を進めていきたい、というふうに考へておる次第でございます。

○野上元君 抽象的にはわかるんですが、そこで、そういう考へ方がだんだん最近においては強くなつて、従

来、御承知のように、大蔵省資金運用部資金として預託して、その預託利率はたしか非常に低かつた。したがって、郵政省の貯金局での資金コストをはるかに下回るといふような預託利率しかもらへなかつた。当然、そこには経営上の赤字が生じた。その赤字は、これを大蔵省の資金運用部資金の剰余金をもつて借り入れるという形で今日まで貯金事業といふものが運用されるというきわめて変則的な事業経営がなされたわけですね。しかし、それも一昨年でしたか、預託利率を六分五厘に引き上げて、そうして経営的にやつていくというところが一応確立されたわけですね。したがって、この表を見てみても、それ以後漸次経営内容はよくなりつつある、こう考へるわけですね。そのことはやはり、貯金も事業経営の根本方針にのつてやつていかなければならぬ。特に独立採算制でやるという場合には、十分やれるだけの根本的な経営方針を固めてからなければいけません。こう私は思ふんです。したがって、大蔵省の預託利率が六分五厘と定められること自体私はあまり好ましいことじゃないというふうに思ふ。というのは、大蔵省の資金運用部資金にのみ預託するといふような行き方は、事業経営としては私はまずいと思ふんだが、そういう点についてはどういふふうにお考えになつておられますか。

○政府委員(金沢平蔵君) 一般の経営原則から申しますと、まさに先生の言ひが通りでございまして、郵政省の貯金事業は、大臣の御説明もございまして、やはり国民一般から資金を吸収いたしまして、それを国民の生活環境の整備とか、社会公共の福祉増進という関係で国民に還元していただくわけでございます。で、貯金事業が、一般の金融機関と違ひまして、国家企業であるという点、そういう点から考へまして、国民から集めたものは国民に還元するということ、国民へのサービスの向上ということを目的としておられますが、なるほどおっしゃいますように、昭和三十三年まで資金コストを割つておつたために、大蔵省の預託利率が貯金のコストを割つておつたために、昭和二十六年から十年間に、四百九十三億という、先生御指摘のよう、まあ赤字と申しますか、出たのでございまして、昭和三十三年から、六分の預託利率に特利の五厘というものをつづけて、ただいまのところ、昭和三十六年では大体とんとんというふうな見通しがついたのでございまして、ベース・アップもございまして、借入金十五億をいたしましたけれども、昭和三十七年、昨年でございますが、非常に御承知のよう、貯金の伸びが、千五百五十億というふうな目標に對しまして二千二百六十億というふうな、非常に伸びがよかったので、大体昨年の積み立てに回すべき剰余金と申しますか、これが四十億あるわけでございます。で、こゝし——三十八年でございまして、こゝしの目標は千九百億といたしておりますが、これが目標達成をいたしますれば、大体十八億ぐらいの積立金として保有できるものが残るのじゃないかというふうな考へております。そういうことを考へ、問題は、三十六年のそういうふうな改正いたしましたね、そういう目的も、ほぼ現在のところは順調にいたし

ておりますので、これは今後の貯金會計の基盤の強化というふうな持ていたい、こう考えております。

○野上元君 それで、そういう考え方に立つて今回の法案の改正がなされている、そのポイントは、いわゆる政府の金利政策に郵政の貯金も統一的に歩調を合わせるということが大体眼目であらうと思う。この修正の眼目だろうと思うんです。こういうことになりまうと、運用の面においては、これも政府でワクをはめられていて、そうしてもつばら大蔵省の資金運用部資金として預託しなければならぬ。しかし、逆に別の面においては、自由競争のような状態になっているというように、これは、事業経営から見ると私は邪道だと思ふであります。

そこで私は聞きたいのは、財政投融資の財源を集める対象は、こういう預金コストのかかるようなものじやなくて、郵便貯金とかあるいは簡易保険だとか、年金の積立金だとか、こういう資金コストの高いものじやなくて、もつばら国が保証する債券によって財政投融資というものはまかなわれるのが本筋じやないかと思ふんです。そうしないと、国の計画によって貯金の利子のほうが動いてしまうというように、なことが必ず出てくるわけですね。そういう点が私はずいと思ふんです。が、実際問題として、郵政大臣は国務大臣ですから、あらゆる問題についてこれは答弁してもらわなければならぬと思ふんですが、本来ならば、大蔵大臣を呼んで、そういう点についての将来のあり方という問題について十分聞いておきたい、こういうふうなことをおたつたのですが、郵政当局

としては、どういうふうな考えておられますか。

○政府委員(金沢平蔵君) 今の先生の問題は、非常に大きな問題と困難な問題でございまして、今の結論を申し上げるには、もっと慎重に考慮を重ねなければお答えできないと思ひます。ただ、申し上げたいことは、なるほど、先生の御指摘のように、今、郵便局でございまして、一般の金融機関あるいはまた農協、そういう面で競争、競合的な地位にあるという事は事実でございまして。

そこで、私たちは、そういうような点から、ただむやみに、そういう一般の金融機関とか、あるいは農協と一緒に競争をやるといふことは、やはり国家企業でございまして、そういう点は避けながらも、しかしながら私たちの内容において、サービスの面、あるいは制度の面、そういう面におきまして、これに劣るものがあれば、できるだけそれに近づけていきたい、こういうふうな考えてやっております。そういうふうな考えております。

○野上元君 今度利率の改正を政令にゆだねようとした意図はわからないことではない。わからぬことはないけれども、今日、御承知のように、池田内閣は、金利の国際的なきまつていくというところが大方針としてきまつていくから、大体日本は国際的に見ると金利高という事は定評になっているわけですから、おそらく低金利政策というものが今後とられていくと思ひますね。そうすると、一般の市中銀行の金利が下がるという傾向にどうしても

なってくるということになれば、当然貯金も下げなければならぬということになると、今回のねらいは、下げやすくするために政令にゆだねたというふうな考えられる節があるのですね。そういう点では、非常に私はタイムリーではないかと思ふんです。その点は、郵政当局としては大蔵省とどういう話をされているんですか。

○政府委員(金沢平蔵君) 先生も御質問の中にお述べになりましたように、今回の改正は、郵便貯金の利率も金利体系の中の一環をなしております。国の全般的な金利政策というものと歩調を合わせるという意味合いにおいて、金融情勢と相対応していくという必要がございまして、こういう措置をとったわけでございます。私たち、毎々述べておりますように、この際そういう場合に気をつけなければならぬことは、そのために預金者が不利になるという事は一番心配しなければならぬ点でございますが、この点については、先ほど大臣もお触れになったと思ひますが、法律の精神条項の中で、そういう点についてわれわれのもつばらそれに処する、いろいろ何と申しますか、金科玉条と申しますか、そういう点を第十二条に明記いたしました。かつまた、預金者あるいは各方面の声を反映いたしますところのこれを増員いたしまして、新たに貯金部会を作りまして、そこでひとつ慎重に検討いたしまして、預金者の声を大いに反映して、そこで一つの支柱を作るといふ意味において、あくまでも郵便貯金の本質と申しますか、大衆の零細貯金という点を、特質を、あくまでも深

く認識いたしまして、市中銀行の金利、あるいはまたその他と歩調を合わせる場合には下げる場合も出てくると思ひますが、しかし、それだけではなく、さらにさらに今申しましたような点について、慎重に具体的に考慮してきめていくというふうな考えております。それが私たち郵政の考えでございます。

○野上元君 郵便貯金は、まあ国家事業であるので、国家的な保護がなされていくという一般的な概念が成り立つわけですね。しかし、実際問題として見た場合に、それじやどこに保護政策があるのか、こういうことになる。預け入れるところが大蔵省というところであつて、きわめて確実なんだという程度の保護しかないのですね。しかも、それは必ずしも金利が高いとは言えない。むしろ、私たちが考える場合には、ほかのものに比べていい、そういうことになりました。国家事業だから保護はされているのだというふうには一般に考えるけれども、実際には保護されておられない。むしろ私は、融資の面については、運用の面については統制されながら、利子の面だけが一般金利にならうということでは、かえってやりにくいようになりはせぬかというふうな気がするのですが、むしろ、私の考え方とすれば、融資のほうを統制するならば、金利は一般の市中金利よりも高く、そうして事業を保護し、かつ預金者に利益を与えるというふうな措置をとられることのほうがむしろ正しいんじゃないかというふうな気がするのですが、そういう点について、この法案を出す前に、大蔵省のほうとあなたのほうと、集めた資金の運用について、郵政省の自主的な運用にまかせるといふような話し合いがあつたかどうか。全部でなくとも、一部でも、そういう交渉がなされたかどうか、その点をお聞きしたい。

○政府委員(金沢平蔵君) 先生のお話、御質問でございますが、私たちは、昨年来議院で附帯決議がなされて、個人貸付についてひとつ検討したかどうかというお話でございまして、長年の一つの夢でございまして、そこでまた附帯決議が出ておりますので、いろいろと私たちは真剣に検討いたしましたのでございまして、それからその問題につきまして、大蔵省とも数次にわたる会議を持ったのでございまして、この個人貸付という問題は、私たちが当初に考えておりましたよりも、さらにこれは大蔵省の反対——というのじやございませんで、問題そのものが非常にむずかしいという事で、いろいろ今後検討する問題もございまして、そこで、大蔵省との話し合いを今後も続けていくという考えのもとに、この問題については大蔵省の反対があるかどうかというふうな点についてもさらに深い検討を要する必要があるのじやないかというふうな考えをしまして、今後検討していくじやないかということで、今回は法案として提案するのを見合したわけでございます。そういうふうな考えております。

○野上元君 私、執拗に質問するようですが、とにかく、集めた金の運用においては制限されている。そうして貯

わかりますか。

○政府委員(金沢平蔵君) 資料を持って来ておりますから、ちょっとお待ち下さい。

三十五年度は、銀行は、前年比が一三四％でございます。それから三十六年度は、前年比が六三％でございます。それから三十七年度は、前年比が二九二％と大きく伸びております。相互銀行は、三十五年度は、前年比が一四一％でございます。三十六年度は一三五％でございます。それから三十七年度にいきまして、また前年比が一四〇％となっております。それから信用金庫は、三十五年度が、対前年比が一三六％でございます。三十六年度は一四一％、三十七年度は一四五％になっております。私たちの郵便貯金におきましては、三十五年度が、前年比が一〇一％、三十六年度に至りまして一四三％、それから三十六年度に至りまして一一九％、こうなっております。

これで教えるものは、銀行は、非常に伸びるときは伸びているけれども、一般経済情勢によりましては、三十五年度から三十六年度、三十六年度が六三％というように、非常に大きく落ちております。で、相互銀行、信用金庫を見ますと、対前年比が四一％、あるいは三五％、四〇％、あるいは三六、四一、四五と、非常に大きく伸びております。確かに大きく伸びております。これは、おそらく中小金融機関と申しますか、中小企業者、そういうところとの大きな関連からこういうような大きな伸びを示しているのじゃないかと思えます。郵便貯金は、三十五年度は前比一〇一％。非常にこれは伸びが小

三十五年度は、銀行は、前年比が三四%でございます。それから三十六年度は、前年比が六三%でございます。それから三十七年度は、前年比が二九%と大きく伸びております。相互銀行は、三十五年度は、前年比が一四%でございます、三十六年度は一三五%でございます。それから三十七年度にいきまして、また前年比が一四〇%となっております。それから信用金庫は、三十五年度が、対前年比が一三六%でございます、三十六年度は一四一%、三十七年度は一四五%になっております。私たちの郵便貯金におきましては、三十五年度が、前年比が一〇一%、三十六年度に至りまして一四三%、それから三十六年度に至りまして一九%、こうなっております。

をみますと、対前年比が四一・一％あるいは三五・四〇％あるいは三六・四一・四五と、非常に大きく伸びております。確実に大きく伸びております。これは、おそらく中小金融機関と申しますか、中小企業者、そういうところ

大きな伸びを示しているのじゃないかと思えます。郵便貯金は、三十五年度は前年比一〇・一%。非常にこれは伸びが小

そうございました。しかし、その次は
一四三、一一九というふうにいたしま
して、何と申しますか、はなやかでは
ございませんが、非常に確実な伸びを
示しておる、こういうふうに言えるの
じゃないかと考えております。

○野上元君　それから、最近物価の問題が非常に問題になっておるのですね。この物価の問題と貯蓄性向というものとは、非常に私は関係があると思うのです。その点についてお尋ねしたいのですが、三十六年、七年は、六%以上の物価の上昇を見ておるのです。三十八年もおそらく六%をこえるだろう、こういうことなんですね。そうすると、郵便貯金の一番高い利率よりも物価の伸びのほうが高くなっていくというようになると、低金利政策などという方針がとり得るかどうかですね。その点はどうですかね。

○政府委員(金沢平藏君) 今のその点は、かりに利下げをしたときに貯金が集まるかということだろうと思います。が、それでよろしゅうございますか。

——確かに最近物価が上昇しているということは、これは郵便貯金だけの問題ではなくて、預貯金全般の問題だと思えます。そういうことでございますが、私たちの調べによりますと、金融水準と申しますか、賃金水準と申しますか、そういうものもやはりふえております。その点で、現実に見ますと、最近こういうふうな六%ずつ上がっておりますが、これは私の今申し上げたのに関連するのでございますが、郵便貯金も、昨年は、三十七年の三月二十一日におきまして二千二百六十二億、その前については千九百五億というふうな伸びております。そういうことから

考えますと、必ずしも——もちろん物価の安定ということは大事でございまして、これは私の口から申し上げるのはどうかと思うのでありますが、政府としても大いに物価の安定には力を注いでいるように考えております。

御承知のように、閣議でも非常に問題になっておるようですね。最近の経済政策、というよりも、物価の異常な高騰をめぐって、最近の経済政策の分析、将来の見通しというようなものについて、閣議の中でも非常に問題になっておるようですね。田中大蔵大臣は、まあ池田さんの命を受けて低金利政策に踏み切ったと、そして二度にわたって公定歩合の引き下げをやり、高率適用の廃止もやったというふうに、いろんな金融緩和の方針をとっておるわけです。ところが、一方、佐藤栄作さんなどが、そういう低金利政策をやるからますます物価が上がるのだと、こういう論争が行なわれているのです。閣議では、低金利政策というものについて、どういうふうにお考えになつておるのですか。経済閣僚懇談会でないとわからないのですか、あれは。

○國務大臣(小沢久太郎君) その低金利政策の問題につきましては、実は閣議でそこまで出ませんで、経済閣僚懇談会で主としてやっておるわけでございますけれども、物価を抑制する、消費者物価を抑制するという点につきましては、たびたび話が出まして、あるいは農林省に對し、あるいは経済企画庁に對して、どういうふうにしたらいいかということのために、あるいは市場、マーケットの構造という点などを

考えたり、いろんな点について顧慮をめぐらしておるということとでございまして、物価の高騰を極力避けるような施策をしておるということとでございませう。

○野上元君 物価を下げることは、これはもう当然必要なことなんで、これをやらなければ、内閣の命取りになりかねないような重大な問題になっている。そのための手段として低金利政策を打ち出すことはまずいのじゃないか。かえって資金が動いて、物価が上がってくるのじゃないかというような反論が、あなたの方の党内の相当有力な方から発言があつて問題になっていると聞いているのですが、先般、同僚議員が大蔵大臣に質問したときには、当分預金の利率を引き下げることはないのだと、こういうことを言っておりましたが、大臣の見通しとしては、本年あるいは明年中に郵便貯金の利率を引き下げるといふような見通しをお持ちなんですか。

○国務大臣(小沢久太郎君) われわれの感觸といたしましては、直ちに下げるといふようなことはまあないと思う次第でございます。それから大蔵大臣といたしまして、この前のこの委員会におきましてもそうでございますし、衆議院の委員会におきましても、急に下げるといふ意思はないと発言をしておる次第でございます。

○野上元君　そうすると、本年じゅうあたりは、預金金利を下げるような状態はないと判断をしてよろしいですか。

○国務大臣（小沢久太郎君）　まあ、今年度中にといいますか、そういう期限を切りまして私がここでどうという責

任をもつて言いかねますけれども、大蔵大臣のこの前の話では、直ちに下げろの意思はないというようなことを発言をしておりますので、私から今年度中あるとかないとかということを使う資格もございませんけれども、大蔵大臣の話によりますと、直ちに下げろということはないというふうに言われております。われわれは、それをまた信じております。

○野上元君 私の見通しとしても、またあなたの見通しとしても、大蔵大臣の言い分を聞いても、今早急に預金の金利を下げるというような状態は来ないんじゃないかというような気がするのです。あなたもそういうふうに見ておる。そうすると、この貯金法を、そうあわててやることはないんじゃないのですか。もう少し条件をいいものをとってからゆつくりやったほうが得じゃないですか。

○國務大臣(小沢久太郎君)　しかし、先ほども申しましたように、金利政策の一端として、結局弾力性のある金利政策の運用に資したいということでございますので、何といひましても、政令にゆだねまして、適時適切に変えられるようにしたいというのがこの法律の目的であるわけでございます。

○野上元君　だから私は、政府が低金利政策に踏み切って、いよいよ一大キャンペーンを起こすんだというようなときなら、やっぱり、こういう問題も早く片づけて、そして右へならえをできるような状態にしておいたほうがいいんだと思うけれども、今のところ、そういう状態に私はないと思うのですよ。だから、そうあわてないで、むしろ郵政当局がこれをやりたい、政令に

移すかわりに、このものをぜひとりと
いというものとつてから、ゆつくり
やられたほうがいいんじゃないです
か。だから、この際継続審議でもいい
んじゃないですか。

のほうは、今野上先生のおっしゃったことは、たとえば貸付制度、そういうようなことがあると思いますけれども、それは、これまでも実はやっておりました。それからわれわれのほうとしましては、解約防止とか、あるいは預金者の利益保護というような目的で貸付をやりたいというようなことも考えておりますけれども、大蔵省は大蔵省で、原資が確保できないとか、あるいはまた郵便貯金の本質にもとるとか、いろんなことを言ひまして、意見が対立しておる次第でございまして、われわれのほうといたしましては、先ほど申し上げましたような理由で、ぜひともしたいということでございますが、まだ意見の対立の解決ができませんので、今後とも検討を続けていくというふうになっておる次第でございします。しかしながら、何といひましても、経済情勢の変化というのは、先ほど申しましたように予測できませんので、いつでもこの金利政策の弾力的運用ができるような体制を整えておくというために、今回この政令に利子の決定をまかしたということでございます。

○野上元君 財投の資金の総額はおそらく一兆をこえると思うのですね。一兆をこえますね。その中の百億といったら一％ですよ。一％の自主運営も認めないという大蔵省の言い分が、どうしても私にはわからないんだ。ま

○野上元君 財投の資金の総額はおよそ一兆をこえると思うのですね。一兆をこえますね。その中の百億といったら一%ですよ。一%の自主運営も認めないという大蔵省の言い分が、どうしても私にはわからないんだ。ま

た、それをやむを得ぬといって引き下がつてくる郵政省の弱腰もどうも残念なんです。あなたのほうで、どうしてこれをやる必要がある、将来自由競争の中にほり出された場合に、何か預金者にえきがなければ実際に金を集めるのは非常にむずかしいんだという今日の状態の中で、それくらいのものは、私はとれないはずはないし、また大蔵省も、そんなことを固執するのはおかしいと思うのです。先ほど来言っているように、財政の資金を集めようと思つたら、財源は幾らでもあるんです。何も貯金なんか目をつけなくてもいいんです。その点で、もう少し私はあなた方ががんばつてもらいたいと思うんだが、どうしてそれができないんですか。

○政府委員(金沢平蔵君) 先ほど私が抽象的に申し上げましたけれども、貸付制度自身の中に、去年の二月でございまして、附帯決議をいただきましたので、それからいろいろ検討いたしましたのでございまして、やはり今野上先生もおっしゃいましたけれども、財投一兆一千でございまして、その中の百億ぐらい何だというお話でございまして、これは、大蔵省のほうといたしましては、財投に關して、金融が非常に切迫しているのになんぞ貸出がふえていくじやないかという意見もあるわけですから、それは何をもちて補償するかという問題もあるわけですね。

○野上元君 私、そういうことがよくわからないのです。そういう雄大な計画があるならば、その計画ができたときに、こういう法案を出すべきだ。これでやつてしまつて、あとで計画を出してみても、その計画が大蔵省がなかなか承認するはずがないと思ふんです。こういうことをやつてしまつたあとでは、だから、こういうときに、やっぱりあなたのほうは確固たる計画を持つて、それはもう、一つの取引になりましょう。取引であつても、それをやるという材料がなければやれないんじゃないですか。そういう

面、私はどうも釈然としない。なぜこういうふうな今回急いで出さなければならぬかということなんです。その点どうですか。

○國務大臣(小沢久太郎君) これは、先ほど申しましたように、貸付制度といたしましても、われわれは努力しております。しかし、経済事情の変化に應じて金政策の上から弾力的に運用をする、そういうことのできるようにという体制を整える必要があるということがわれわれのねらいでありまして、そのために、こういう法律で法律事項を政令にお願いしたいというようなことでもございまして。

○永岡光治君 閣下。私は、前に聞いたかもしれないけれども、今の問題と関連をして、本質的な問題がやっぱりここに出てくると思ふんです。お尋ねするわけですが、法律で利子を保証するということには、零細な資金であり、大衆の資金であり、国家資金の確保と申しますか、そういう意味で法律にそれを定めるといふことは、非常に私は意義があると思ふ。それを政令にゆだねなければならぬという理由は何だか、こうか、こう思ふわけですね。政令でなくちゃならぬという本質的な理由がどうも私には明確にわからないわけですね。しかも、それを緊急にこの国会で上げなければならぬという緊急性はどういうところにあるか。たとえば、国会は今国会に見るごとく、約七ヶ月も開かれていて、臨時国会も開かれる。毎年国会は開かれるわけでありまして、その国会へ提案をして、国民の代表として国会があるわけですから、その国会に諮るのが私は至当だと思ふ。特にこれ

は、国営事業である限り必要だと思ふのですが、政令でなければならぬという理由が私にはどうしてもわからない。

○政府委員(金沢平蔵君) 長々しい説明はいたしません。郵便貯金の利率も、一般金融機関から見れば決して無視できない。お互いに相互的に非常に緊密な連関を持つてゐるわけでございます。そこで、先生のおっしゃいますように、確かに国会は最近非常に長く開かれております。筋からいへば、まさに国会でやつていただくのが一番よいのでございまして、しかしながら、今申しますように、金利というものは、弾力性と申しますか、生きものでございまして、いついかなるときにこれを急にやらなければならぬというところもございまして、そういう道を開いていただきたいというわけでございます。

○永岡光治君 それでは、利率の変遷をお伺いしたいのですが、明治におそらくこの貯金が始まつたと思ふのですが、最近十年間で利率がどのように変遷いたしましたか、それほど緊急性があるというのであれば、毎年国会が開かれてゐるのですが、この郵便貯金の利率を変えなくちゃならなくなつたその歴史ですね。どういふふうな、何年にこのように下つてこつたというふうな上がつたという、こういう変遷が私にはあると思ふのです。おそらくこれはそう變つてゐないと思ふ。ということでは、それはどうも必要がなかつた。また国民は、政府が法律で利率を保証してくれればこそ、私は郵便局に金を預けておると思ふのです。そうでなければ、民間に金を預けると思ふのです。まあそれでは、利率の変遷があるというのであれば、その変遷を教えてくださいたい。

○政府委員(金沢平蔵君) 読み上げますと非常に長くなるのでありますが、経済状況が明治の初年と大正では、だいぶ違ひますので……。

○永岡光治君 最近十年間でいいので

○政府委員(金沢平蔵君) 最近十年間といたしますと、これをお持ちの方がおありならば、ごらんになるとおわかりと思いますが、郵便貯金の通常貯金でございまして、昭和二十二年からいたしまして二十七年の四月一日に、通常が二分七厘六毛から三分九厘六毛になつております。それから二十七年から三十六年、これは先生方よくやつていただいたのでございまして、三分九厘六毛から三分六厘というふうになつております。

○永岡光治君 今説明されたものを見てもわかるように、貯金の率はそう勝手に変えられぬというところに、郵便貯金の国民が期待する本質があるわけですよ。政令にゆだねられて、いつどうなるかわからないということでは、非常に不安だと思ふのです。私は、そういうことはとるべきじゃないと思ふのです。たとえば、郵便料金は法定されてゐると思ふのですよ、基本料金は、それを法定しておるという理由では、それだけあると思ふのです。国営

の事業で国民大衆を保護するという立場で法定化されておいて、むやみやたらに勝手に動かされては困りますよという、そういう国民の意思を代表して国会で審議されているということ、私は、今日の法律はできると思うのです。だとするならば、私は、郵便貯金のほうこそ、政令にゆだねず、変遷に従って定めるべきだと主張したいぐらいなんです。それを、貯金はそうたいては変わっていかない。これを見て、約十年間近く動いていないわけでしょう。にもかかわらず、そこは政令にゆだねるけれども、郵便料金は法定という、そういう政府の考え方がやっぱり統一できないと思うのです。特に、野上委員からの質問によりますと、運用を郵政省に取ってくださるということ、あるいは貸付制度をとってくださるということによって、貯蓄奨励の一つの武器にしたいと、こうあなたは答弁されておる。だとするならば、政令にゆだねるということは奨励にならぬと思うのです。非常に危険だと思えます。むしろ、国がいついかなるときにおいても、その零細な大衆のみなさんの貯金は必ず法律でこれを保証してあげるのだという、ここに私は奨励の大きな根拠が出てくると思ふのですけれども、そういう意味から見ましても、どうも私は、政令にゆだねなければならぬという緊急性なり必要性というものが無いと思うわけですね。むしろ、政令にゆだねるといふことは、金利を下げるほうにこそ意味があるものであって、これを引き上げるほうにはどうも今の情勢では意義がないように思うのです。それが一つ。

もう一つ私が言っているのは、国会

は毎年開かれていくのです。なぜその国会に法律改正をあなた方出さないのか。法律でできるじゃないですか。そう、三月、六カ月期間がずれたからといって、どういう支障があるのかと言ふのです。この二つの点を明確にしてみたい。

もう一回言いますと、三月、六カ月、法律で制定することによって、法律の改正によって、ずれがあるけれども、そのようなことでは非常に困るのだという緊急性のある理由は一体何かというところが一つと、それから、毎年国会が開かれていくのだから、国会でそれを制定してもいいではないか、どうしても法律ではまずいという、法律でこれを定めるということのほうがいいのだという、その本質で、郵便貯金の本質として、法律で定めることがいけないのだ、困るのだというその理由を私は掲げてもらいたいと思ふ。

○国務大臣(小沢久太郎君) 今回、この法律にきめてあります利率を政令にゆだねようとしたのは、金利体系の一環としてあるわけでございます。先ほども申し上げましたように、この金利政策の弾力的な運営に支障を来たさないようにするために、ためごさしまして、適時適切に一般金融の情勢に相応することができるといふようなわけでございます。

それから先ほど、これがなぜこうしなければいけないかといふことでございますが、昭和三十三年の七月に銀行等の定期預金の利上げが行なわれ、た際におきまして、定期郵便貯金の利上げは、これよりも五カ月、六カ月おくれたという事情もございます。

で、そういうこともございますので、適時適切にこれが応じるようにしたいということが目標でございます。

それから、郵便貯金と郵便料金の問題でございますけれども、郵便料金にございましては、これは国の独占事業でございまして、財政法第三条の規定にございまして、郵便料金の問題と利率の問題とは、本質的に違っている次第でございます。こまかくは政府委員から答弁させます。

○永岡光治君 その言葉じりを私はと

らえたくないのですけれども、独占事業だから法定だ、独占事業でなければ法定でなくともいいという理由は私はないと思うのです。大衆の負担というものを、どんな事情であれ、特に国営事業ならばなおさらのこと、勝手に変えては困るというふうに、大衆の保護の立場で出る法律だと思ふのです。国民の意思によってそれが定められていく、そういう政策を私はおそれなくしたのだからと思ふのです。そういうことは郵便貯金についても言えるのです。今あなたがおっしゃるけれども、三十二年の場合でも、五カ月、六カ月おくれたと、こう言う。しかし、今、銀行ですとか、民間の金利が下がっている、公定歩合が下がっている、影響を及ぼさないといふところに、逆にそれることによって、国民は、預金者は利益を保証されるわけですね。勝手に変えてはいけない。毎年開かれるその国会でやるのがなぜ悪いのかといふのです。そう三月、六カ月急がなくてもいいじゃないか。毎年開かれていく。臨時国会もあるし、最近の国会を見てごらん下さい。おそろく半年以上は国会は開会中だと思ふのです。勝手に変

えられるその不安による国民の預金に対する動揺のほうが私は大きいと思うのです。法律で金利を保証されておればこそ、安心して郵便貯金に私は預けるものだと思ふ。しかも、これは零細な預金者ですからね。それを保護するという立場に立つときには、政令よりも私は法律のほうがいいと思つていふ理由が私にはわからないのです。

○国務大臣(小沢久太郎君) これは、

先ほども申し上げましたように、郵便貯金といえども、一般の金融の一環でございまして、金利は政策の上から、まあ適時適切にその事情に応じられるようにしたということでございます。また、国民の零細な預金でございますから、これを保護するという点におきましては、われわれのほうにいたしましては、万全の策を講じておる次第でございます。

○永岡光治君 これは、保護するなら

法律のほうがいいんじゃないですか。○国務大臣(小沢久太郎君) 先ほども申し上げましたように、結局、金利政策の一環として適時適時にきめようといふのが目的でございます。これを保護するということにつきましては、われわれのほうの郵政審議会の制度を強化いたしまして、それで国民の保護に万全を期している次第でございます。

じゃないか。法律で不便であったといふことは、私はないと思うのです。三十二年のときにいせはよかつたのに、あなたの方は国会に出さなかつた。今あなたの御発言によると、三十二年は民間の金利は上がったけれども、郵便貯金は低い利率で迷惑をかけたから政令にゆだねたほうがいいのだ、こういうように答弁されておる。そのときに法律の改正をすればいいのです。それほどの価値があると思ふのです。私は。

○国務大臣(小沢久太郎君) 先ほど五

カ月おくれたといふのは、国会が開かれておりませんので、それでそういう事情になつたわけでありまして、先ほども申し上げましたように、一般金融情勢に相応してきめられるようにということ、政令にゆだねたわけでございます。これは、何といひまして、郵便貯金は零細な貯金で、国民大衆の大事な金でございますから、これを保護するといふ点におきましては、万全の策を期している次第でございます。

○永岡光治君 くだいようですが、私

はあまりこれに触れようとは思いませんが、触れたくもありませんが、どうも私は法律で不便はないと、こう思う。不便はちつともありません。むしろ、不安のほうが、預金者に与える影響は大きいのです。そして、今あなたは金利を高くするのが少しおくれたといふけれども、むしろ今後は、金利を安くするほうに唯々諾々として移行されることのほうがこわいわけですよ。そういうことは、金利の場合、今の郵便貯金を民間の預金の利率にに応じてこれを下げるということは考えていないでは

ないでしよう、そういうことがあるの
でしょう。

○国務大臣(小沢久太郎君) これは、
そのときによって、下げることもござ
いますし、上げることもございますけ
れども、これは一般の金融情勢に従っ
てきまることとございまして、それに
適応するようにしたいということとご
ざいます。しかし、先ほど申し上げま
したように、国民の零細な貯金でござ
いますから、これを保護するといふこ
とはわれわれといたしましては十分配
意をしておる次第であります。

○野上元君 大臣も、まあ郵政は短い
から、あまり内容は御存じないかもし
れませんが、これは大問題だから承ら
なければならぬと思う。大臣は、郵便
貯金が独占だというふうなお考えを
持っておるかもしれません。決して独
占ではないのです、今日の段階にお
いては。それは、一般の銀行業者と郵
便貯金のほうとどこが違うかという
と、さつき言ったように、違うのは、
もう運用を制限されているということ
と、額を制限されていることと、個人
が持つ貯金通帳を制限されているとい
うことだけなんです。そのうちほう
の独占なんです。これは、経営的に見
れば、あべこべなんです。非常に不
利の中でやらされておる。どこにその
独占といえるところがあるかというん
です。たとえば、最高制限一口五十万
円以下の貯金は、これは全部郵政省の
貯金にしなければならぬというふうな
法律があるならば、その面で私は独占
だと思ひますが、そうじゃないのです
から、銀行だって今何でもできるん
です。郵便局と同じような、集金も
やっておるし、制度も行なっておる

いうような状態の中で、あなたがそう
いうふうなお考え方で、少しぐらい武
器をはずしてもいいのだ、十分に競争
できるのだというお考え方で将来貯金
をやられるということは、非常に私は
あふないと思う。

○国務大臣(小沢久太郎君) 私は、郵
便貯金が独占ということと申し上げた
のではないのであります。先ほど永岡
さんから、郵便貯金と郵便料金の問
題がございました。郵便料金は独占で
あって、財政法第三条に規定してあ
る。そして郵便貯金と郵便料金は性
質が違ふんだということを申し上げた
ので、郵便貯金が独占だということを
申し上げたのではないでございせん。

○野上元君 その郵便料金の独占の問題
は、ここで論ずる必要はないけれど
も、あなたのお考えも画一的過ぎるん
です。郵便料金はいろいろあるん
ですよ。信書の速達のみが独占なん
ですよ。小荷物なんか独占じゃないで
すよ。郵便局で扱っている郵便小包なん
かは、ああいうようなものは運送業者
もほとんどやっておるんですよ。信書
の送達のみについて今日独占のよう
な状態になっておりますけれども、そ
の点をやっぱりちよつと認識を改めて
もらわないと、将来また問題になりま
すからね。

○国務大臣(小沢久太郎君) 私が郵便
料金の独占ということと申し上げまし
たら、ただいま野上委員から小包は別
だというお話がありました。小包は別
だと思ひます。

○永岡光治君 それと、もう一つだけ
聞かしてもらいたいんですが、法律案
の改正要綱で「郵便貯金の本質と目的
にかんがみ」と、こうあるわけです

が、郵便貯金の本質と目的は何で
か。それに、法律と政令の関係はどう
なんでしょうか。それをひとつ明確にし
てもらいたい。

○政府委員(金沢平蔵君) 郵便貯金法
の第一条にこの法律の目的といたしま
して、「この法律は、郵便貯金を簡易
で確実な貯蓄の手段としてあまねく公
平に利用させることによつて、国民の
経済生活の安定を図り、その福祉を増
進することを目的とする。」——私た
ち考えますに、これが郵便貯金の目的
でございまして、この線に沿いまし
て、今までの郵便貯金というものが運
用されているわけでございまして。

○永岡光治君 そういう目的と本質が
ある、その郵便貯金の金利を、法律で
きめた場合と政令にゆだねた場合との
比較で、私は、法律のほうがその目的
に達するための一つの手段になると思
うんだけれども、政令のほうがその手
段になるという理由で、それを聞
きたいわけです。

○政府委員(金沢平蔵君) この目的で
ございまして、これは現実には、郵便
貯金というものは国民大衆の零細貯金
という形になって現われております。
そして郵便貯金は、全貯蓄保有者の六
七%を占めております。ですから、最
も多く——この目的に書いてございま
すように、あまねく公平に利用させる
ということになっておるわけでござい
ます。

そこで、今永岡先生の問題のポイン
トは、法律なら法律と政令では、この
目的からどうだというお話でございま
すが、先ほど大臣が御説明なさいまし
たように、郵便貯金は——全部の金融
機関の金額を総合いたしますと二十

兆余でございまして、郵便貯金は一兆
五千というくらいでございまして、大
体一割に満たないというわけです。もの
でございまして、しかしながら、郵便
貯金の利率というものは一割のウエー
トを持つてはなくて、一般の金融機
関から見ますと、絶対に無視できない
ということ、非常にお互いに密接な
相互関係を持つておるというわけで
ございまして。

そこで、金利の流動性と申します
が、非常な経済的な必要、金融上の必
要からこれを動かす場合に、一般金融
機関の率だけを動かすということでは
今もう非常に無理だ、やはり郵便貯金
の利率というものは、現在では無視で
きないという格好になっておるわけで
ございまして。そこで、そういうふうな
関係にございまして、一方、金利とい
うものは利率というものは生きもので
ございまして。経済情勢の、何と申しま
すか、条件の変化によりまして金利が
変わっていく。これは、ちよつと、い
わば生きものでございまして、やはり
一般の金融機関の金利情勢として、こ
れを改定する必要がある。また、こ
の場合に、やはりその中に郵便貯金の利
率というものは考えなければならぬ
ところ、これは国会で審議していく、こ
れはまさに御指摘のとおりでございま
して、筋をいたしましては、とにかく国
会の審議をいたしていくということ
でございまして、今申しましたような
場合には非常に迅速性ということも必
要じゃないかと思ひます。そういうよ
うな場合に、先生のおっしゃるよう
に、国会はほとんど連日開かれており
ますが、しかしながら、そういう道を

開きまして、そういう金利の必要性と
いうことからいたしまして、何と申し
ますか。改定の時期の妥当な時期を失
しないということのために、今回こう
いうことをお願いしたわけでございま
す。

○永岡光治君 今の本質論から言いま
すと、六七%の国民大衆が預けている
ということが一つ、それから零細であ
るということもあなたも認めておいで
になる。そういう対象の預金を確実に
という、これも一つになっておるま
ね。確実ということになると、やは
りそれは運用の——この貯金の確実と
いうのは、もちろん返してくれなけれ
ば困るということとありましようが、
それよりは、金利をむろん確実にして
もらいたいという点以外にないわけ
でしょう。そうすると、私は政令で勝手に
動かされるよりは、法律のほうが妥当
ではないか。しかも額は少し大した額
じゃない。総体二十兆の一兆五千とい
うことであらば、一般の金利が変わつた
とて、何の財界に影響があるで
あらましようか。そうすると、民間の金
融機関もこの変わったから、同時に郵
便貯金も変わらなければならぬ、そう
いう緊要性はちよつともない。だから、
どうも私は法律のほうがいいのじやな
いか、政令にゆだねなければならぬと
いう理由が私はわからぬ。これは見解
の相違といえませんが、これは私
は以上言ひませぬけれども、私はや
はり法律で定めるべきだというのが私
の主張です。

○委員長(光村基助君) ちよつと速記
をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(光村基助君) 速記を始め

て。
暫時休憩いたします。

午後二時三十五分休憩

午後三時二十分開会

○委員長(光村基助君) これより再開
します。

郵便貯金法の一部を改正する法律案
を議題といたします。

休憩前に引き続き、質疑を行ないま
す。質疑のある方は順次御発言願いま
す。

○野上元君 先ほど来永岡委員から、
法律で保護しておいたほうが預金者が
安心しておるんじゃないか、それを政
令にする理由はないんじゃないかとい
うことで問われたわけなんです。それ
について、どうも答弁を聞いておる
と、永岡委員の思うような答弁はな
かったように思ふんです。で、私は、
今度はひとつ、もう少し角度を変えて
質問してみたいと思ふんですが、簡保
の積立金が、自主運営までいなくて
も、分離運営になっておる。しかし、
貯金のほうは、先ほどのお話では、大
蔵省がまだこれは許さぬというお話で
すが、これは、理由はなんなんです
か。簡保を許して、貯金は許さぬとい
う理由はあるんですか、理論的理由。

○政府委員(金沢平蔵君) 保険の關係
は、私実はつまびらかにいたしてお
りませんが、私たちの今回の個人貸付と
いうところのねらいは、保険にやほり
個人貸付というのをごいまして、解
約防止という見地から個人貸付を保険
ではやっておるわけでございます。私
のほうも、今考えておりますところは
解約防止という点で、問題は定額とい

うもの——もちろん定期積立というも
のも考えておりますが、最もねらつて
おるところは定額でございます。定
額は、御承知のように、十年置いてお
くと、そのまま利子が増加していくと
いう格好でございます。現在の貯金
の平均残高を見ましても、一兆五千の
五二%ほどは定額貯金でございます。
それで、実際のことを考えますと、こ
の貯金の定額をとるにも、相当な前か
らの、何と申しましょうか、十年とい
うことを考えますと、何年か前のはど
んどんとその年に落ちてくるわけでござ
います。そういうことで、相当なも
のを新しく定額として募集していかな
ければならない。しかも、その落ちる
やつは、おそらくそのうちの一部の金
が必要のために、一枚の証書でござい
ますから、全額払い戻すというよう
な格好になりますので、これをひとつ、
解約防止という点から必要な金を貸し
ていこうというところが今回のねらい
でございます。そういう点から考えま
して、保険の個人貸付と、こまかに言
えば性質は違ふかもしれませんが、同
じようなものではないだろうか、こ
うねらいまして、まず手始めに、解約防
止で保険の個人貸付のようなものを考
えたわけでございます。

○野上元君 そういう技術的な問題は
別として、財政投融資の財源の中に今
日あるのは、郵便貯金、簡保、年金、
それから国民年金、厚生年金、これら
のものが財投の原資になるわけだ
ね。その中に、従来簡保も貯金も入っ
ておった。今日も貯金はある。簡保と
いへども、完全な自主運営ではないん
だから、依然として分離的には運用さ
れるけれども、これも一つの大蔵省の

統制下にあるということでは言えると思
います。しかし、貯金の場合とは若干
違う。簡保のほうは、とにかく事業の
自主的な運用をまず認めた。貯金はそ
れじゃなぞ認めないかということなん
ですがね。その点は、郵政大臣は、経
済閣僚懇談会ないしは大蔵大臣等とそ
の話はされたことはないんですか。

○国務大臣(小沢久太郎君) この問題
につきましては、これまで両方とも歴
史的な背景がありまして、その歴史的
な流れのもとにこういう体制になつて
いるわけでございまして、私はまだ経
済閣僚懇談会に出っておりませんので、
どういふ話になつたかわかりませんけ
れども、そういう歴史的のこれまでの
ものによつてきまつていっていること
であります。

○野上元君 まあ、それでは私は困
まらぬのです。ただ、その沿革的
なものには私も知っておりません。そ
して、今日これは一挙に運用権を郵政省
側に移すというふうなことが、それは
現実問題として可能かどうかという点
についてはわかりません。今日、その
財政投融資の財源として貯金があると
いうことは、私は必ずしも正しい姿で
あるとは思わないのです。貯蓄性の
資金を財源にするというふうな行き方
は、必ずしも私は健全な行き方ではな
いと思ふのです。だからこそ、簡保な
どは切り離すことになつた。まあ切り
離すけれども、その目的はやはり簡保
の事業運営のためによくなれというこ
とがねらいであつたはずなんです。
で、たまたま貯金局長は、解約防止
する必要があるのだ、そのためには貸
し付けなきゃならぬのだ、あるいはほ
た維持向上していかなきゃならぬ、そ

のためにはやはり環元していかなきゃ
ならぬのだというところは、これはもう
事業経営上当然なことなんです。だ
からこそ、簡保の事業経営権は認め
て、これは一般の民間保険と同じよう
な体制で経営していくということがま
ずまず認められた。しかし、貯金も同
じじゃないかと言ふのです。私は、貯
金は、今日、先ほど来申し上げてお
りますように、一般の金融機関と完全な
競争の中で集めておるわけですから
ね。任意に国民が貯金するのですから
ね。どの金融機関に預けるのかは、国
民みずからの選択権に基づいてい
ます。それをいかに有利に郵便貯金に
持つてくるかというところなんです。
してふやして経営をよくしていくか
というところが、この事業の本旨なん
です。そのためには、やはり定期貯金
の払い戻しが、解約だといふようなこ
とはないほうがいい。一般の普通貯金
も、預けたやつはいつまでも預けても
らうというところのほうがいい。それは
もう当然のことなんです。それは、
簡保と何ら変わらぬじゃないかと言
うのです。僕は、それにもかかわらず、
簡保には許したけれども、郵便貯金に
はなぜ許さないのかと言ふのです。理
論的に、どういふところにあるのかと
言ふのです、私は。

○政府委員(金沢平蔵君) 私はどうも
不勉強でございます。簡保のそういう
ようなことはよくわかりませんが、
これはおそろく、先ほど大臣がお答え
になりましたように、歴史的な背景と
申しますか、そういうものが大きくも
のを言つておるのじゃないだろうか
というふうに考えます。そこで、われ
わのほうは、最初は——最初と申しま

すか、私の意図したところは、先ほど
申しましたように、個人貸付——簡保
にもございまして、それに類似したも
のをまずやって、解約防止という点に
重点を置いていこう、それがまた、う
まくその目的が達すれば、それから先
のことは、またそれから先としてひと
つ考えていくという格好になるのじゃ
ないか、こういうふうな考えておりま
す。時のたつに従つて、客観条件とい
うものは変わつて参りますから、そこ
でまたそこに新しい発展というものが
創造されるのじゃないだろうか、こ
ういふふうに考えております。

○野上元君 簡保の積立金が財投の原
資総額の中に占める率と貯金の比率と
比べると、どれくらいになつてお
つたのですか。

○政府委員(金沢平蔵君) 資金運用部
資金の中で、郵便貯金は千九百億、パ
ーセンテージは一七・一%でございま
す。簡保資金は千六百億円、一四・四
%と、こうなつております。

○野上元君 そうすると、財投の中に
占める比率というところは、その額にな
るわけですね。額が、簡保のほうは少
ないから、比較的、これをはずして
も、政府の財投計画に大きな支障がな
いということではございしたのですか。そ
の点は、大臣はどういうようにお考え
になつておりますか。

○国務大臣(小沢久太郎君) ちよつ
と、御質問の意味があれでございま
すけれども、簡保のほうパーセンテ
ジが少なからという意味じゃないわ
けでございしますけれども……。

○野上元君 それじゃ、もう一べん聞
き直しますが、簡保を統一運用から分
離運用にはずした理由は、簡保の資金

うたとするならば、貯金事業と今日どこが違うかというのですね。郵便貯金とどこが性格が違うか。郵便貯金も、今日は独占じゃないですね。先ほ

ます。垂便貯金のはうは、現在のところ、財投の資金といたしまして、そうして預託利率六分五厘をもらっているという格好になっているわけでございます。

○野上元君　だから郵便貯金は、簡保と違って、預託金利で事業が生き延び

言葉が下手でございまして、明切に意思を申し上げられないのでございますが、私が現在考えておりますのは、この間の附帯決議によりまして、まず個人貸付というものを考えて、これは郵便預金者の利益を守るといふ一つのサービスとして考えて、そこでまず解

「割合は幾らか、こういうことを書いてあるわけですね。それを読みま

と、私たちよりも伸びております。そういうところは、これはおそらく非常に必要がございまして、あるいはいろいろな積極的な政策が、この中小企業金融機関といたしまして、その必要性と申しますか、そういうものとうまく

マッチいたしました、非常に伸びているわけでございます。そういう点で、このほうが多く伸びるものでございまして、郵便局は確実に伸びておりますけれども、ついていけないというわけでございます。先生の御心配もよく私たちはわかるわけでございます。そこでまあ、いろいろと奨励の場というものをひとつ大いに何とかしていきたいというように考えまして、その一つの手段として、先ほど来議論になっておりますところの個人貸付というものを考えたわけでございます。

○野上元君 郵便貯金の場合、他の銀行あるいは金融機関に比較して数倍する窓口機能を持っているわけですね。そして外務員も非常に多いわけですね。その郵便貯金が、他の金融機関の伸びに迫っていないというのには、やはり何かあるのですね。明らかにあるのです。それは、他のほうが有利だというような気分を国民が持つから向こうへ行くわけですね。そのことを考えると、今回の法案の改正が一般の金に与える影響は、これで郵便貯金は下がるのだというふうな影響を必ず受けると思うのですね。そうしなければ、法律で守ってあげなければいじやないかというふうな影響を与えると思います。そうすると、ますます他の銀行が伸びて郵貯が減っていくというふうなことはせぬかという心配があるが、その点は、あなたのほうは自信を持って経営していかれますか。

○政府委員(金沢平蔵君) 郵便局の窓口は、仰せのとおり、全国で一万七千、これは簡易局も入っておりますが、一万七千でございます。たしか普通

銀行のほうは五千六百だと思えます。問題は、私たちのほうは国家事業というところから、どんな山村に至るまでそういうものを置いてあるわけでございます。そういう公益的な面があるわけでございます。それは、今ちょっと数字を忘れましたけれども、銀行の一行当たりと、私たちの郵便局当たりの残高と申しますか、そういう面について、私たちは採算を無視しているという面もあるわけでございます。向こうは、もうからない所には置かぬという面もあるわけでございます。

○野上元君 何べん聞いても同じだと思ひますが、郵政大臣も貯金局長も、預金者の保護ということを言われますが、これは当然の話ですね。これはやらなければならぬと思うのです。と同時に、あなたのほうは、あなたたちで集められるわけじゃないのですよ。これは多くの従業員の人が汗水たらして集めるわけですね、一般金融機関と競争しながら。したがって、あなたたちの利益も保護し、かつ従業員の待遇の改善をやり、一般金融機関に劣らないような待遇改善をやることによって初めて業績の向上が切に望めると思うのです。そういう点を考えると、若干消極的過ぎるのじゃないかと思うのです。私も、どうしても、もう少し積極的な政策を打ち出すことによって預金者の保護をし、かつ従業員の待遇の改善をやっていくかなければならぬ、こういうふうな思いのですね。そのためには、今のあなたの方の方は非常に手ぬるいような気がする。あなたの方では、先ほど言ったように、たまたま財政投資の財源の大きな部分を占めているために、郵政省だけではどうにもならぬ国家目的というふうなことで大蔵省が支配権を握ってしまつておるといふような情勢なんです。しかしながら、本質は私が言うようなところにあるわけなんです。から、あなたのほうとしても、十分にその気持をくんでもらつて、がんばつてもらわなければいかぬと思うのです。将来あなた方は自主運営についてどういう計画を持っておるものか、その点についてひとつ大臣に御答弁願ひたいのですがね。

○国務大臣(小沢久太郎君) ただいまの野上委員がおっしゃいました郵便貯金のあり方の問題につきましては、郵便貯金は創設が古いわけでございます。これまでずっと国民の金融機関として、そしてまた財投の原資の確保という面から見まして、その財投の原資が、あるいは公共事業に、あるいはまた地方のいろいろな仕事に役に立ちまして、われわれの生活を上げるということに役立ってきたわけでございます。けれども、また一面、この郵便貯金の制度を改善いたしまして、国民に喜ばれるようなシステムにしたいというところで、実は先ほどからもいろいろ御説明申し上げましたように、貸付制度につきましても、われわれのほうは、長年の持論といたしまして、これをぜひ実現したいと思つておるわけでございまして、まだまだ機が熟しませんので、今後の大蔵省それから郵政の間に検討するということ、われわれといたしましてはぜひとも実現したいと思つております。

それからそのほか、国民に愛される郵便貯金にするために、いろいろの施策もございまして、先ほど来消極的過ぎるじやないかという話がございますが、われわれといたしましては、そういう面につきましては、積極的に、ほんとうに国民に愛される郵便貯金にしたいというふうな意図で進んでいく次第でございます。

○野上元君 そのためには、幾つかの具体的な施策をやらなければならぬと思ふのですがね。私はやはり障害になつておるのは、最高制限額というやつがありますね、一人通帳何冊以上は持つていかぬというような制限がある、こういうものをあなたのほうでは排除するというような意向はないのですか。

○政府委員(金沢平蔵君) 最高制限額の引き上げにつきましては、これは昨年皆さんのおかげで、三十万から五十万になったわけでございますが、最近の国民所得の増加とか、あるいは貯蓄率の増加とか、そういうものを考えますと、こういうような要求に応じかねておる面もあるのじやないかと考えますので、今後慎重に検討して、前向きな姿勢で慎重に検討していきたいと思つております。それからもう一つの御質問は、冊数が、通常貯金につきましては原則として一冊しか持たせませんが、これはやめろというお話でございますか。――最高制限額の引き上げは、今申しましたように、前向きに検討していきたい、こう考えております。

○野上元君 あなたのほうでそういうふうにお考えになるのは当然だと思ひます。そしてまた、将来もおそらくやつていかれると思うのです。しかし、その場合に、いつも私たちは残念に思うのは、大蔵省との間に話がかね。理由を聞いてみると、それをやると、民間金融機関を圧迫する、こう言うのですね。ところが、それがよくわからないうのですね、僕は。民間金融機関を圧迫するのなら、また別の経営の仕方もあると思うのです。根本的にまた変えればいいのです。ところが、競争させながら、ね、片一方はいいが、いろいろな制限を付して、民間金融機関を圧迫するのだ。そういうことでは、何と申しますか、趣旨が一貫していないような気がするのですね。先ほど言ったように、あなたのほうには、

る、こういうものをあなたのほうでは排除するというような意向はないのですか。

とにかく何万という従業員があるのですから、これをほったらかすわけにはいかぬのですからね。民間金融機関と比べて待遇が常と比較されるわけですからね。これはもう公労委にいつても、必ずそれが問題になるはずなんです。そのためには、あなたのほうでは、やりよいようにやらなければいかぬのです。ところが実際にはそうはいかぬというような、非常に矛盾した、一貫しない方針がとられる。その点について、将来十分に警戒をしてもらって、この貯金の運用といいますが、分離運用については、格段の努力してもらいたいと思うのです。

それともう一つ、私は、時期が来つつあるというのは、御承知のように、財投財源の中に占める割合が非常に大きかったのです。今までの貯金は、ところが、国民年金という強制的な制度ができた。あれは吸い上げておるわけですね。これがまあ今後十年もすると、相当、何兆円という金になるわけなんです。そうすると、財投の金の中に占める郵便貯金なんというものは、だんだんだんだん落ちていくのです。大して問題でなくなってくる。そのときに問題でなくなると、お前ら勝手にやりなさいという言われたいんです。それはかなわぬと思うのです。だから、今のうちにそういう情勢は見えておるのです。私の持つておる資料では、もうすでに国民年金のほうに上についている。郵便貯金のほうが下になっていく。財投の中においても大きな変革があるのです。今日、そういう情勢を十分に分析して、あなたのほうの近い将来、比較的長期の計画を立てて、そしてそれを強力に推進するよ

うに、郵政省あげてやつてもらいたいと思うのです。そのことはひとつ強い要望をしておきたいと思うのですが、ね。どうでしょう、大臣。

主として貯金の利用者を代表できるような立場のお方、こういう方を選考いたしまして、そしてそういう専門部会で慎重に練った上で審議会として御答申いただくと、こういうふうになるかと。

主として貯金の利用者を代表できるような立場のお方、こういう方を選考いたしまして、そしてそういう専門部会で慎重に練った上で審議会として御答申いただくと、こういうふうになるかと。

○国務大臣(小沢久太郎君) 先ほど申し上げましたように、郵便貯金の創設は昔から古いわけでございます。これを新しい時代にマッチさせるということとは、これは必要でございます。そして、そういう積極的ないろいろな点も考えて参りたい、そういうふうな考え次第でございます。

○野上元君 それから、先ほど永岡さんの質問に関連するのですが、今までは法律によって利子が守られておった。非常に国民は安心しておったわけでありました。一般の金融機関が下がっても、貯金は下がらないのだ、これは国会を通らなかならない、国会が保護しておるのだ、こういうことになっておった。ところが、今度はそれを政令で変える。政令で変えたって、あなた方は相当十分に事業人の立場として検討されると思ひます。しかし、やはり国会で保護しておるよりは弱くなると思うのです。明らかに、郵政審議会を補強しておやりになるのは、貯金の独自でおやりになるのか、郵政審議会の中の一部分としておやりになるのか、今後の政令を変える場合に。

○政府委員(武田功君) 郵政審議会に諮問いたすわけでございますから、郵政審議会としてこれに答申をしていただくという形になります。ただ、事柄が非常に重要でございますので、現在在三部門に分かれておりますが、これをさらに一部門ふやまして、そして、そのお委員の増員を五名予定しておりますので、さしむきこの五名の方は、

主として貯金の利用者を代表できるような立場のお方、こういう方を選考いたしまして、そしてそういう専門部会で慎重に練った上で審議会として御答申いただくと、こういうふうになるかと。

主として貯金の利用者を代表できるような立場のお方、こういう方を選考いたしまして、そしてそういう専門部会で慎重に練った上で審議会として御答申いただくと、こういうふうになるかと。

○野上元君 それから、先ほど永岡さんの質問に関連するのですが、今までは法律によって利子が守られておった。非常に国民は安心しておったわけでありました。一般の金融機関が下がっても、貯金は下がらないのだ、これは国会を通らなかならない、国会が保護しておるのだ、こういうことになっておった。ところが、今度はそれを政令で変える。政令で変えたって、あなた方は相当十分に事業人の立場として検討されると思ひます。しかし、やはり国会で保護しておるよりは弱くなると思うのです。明らかに、郵政審議会を補強しておやりになるのは、貯金の独自でおやりになるのか、郵政審議会の中の一部分としておやりになるのか、今後の政令を変える場合に。

○政府委員(武田功君) 郵政審議会に諮問いたすわけでございますから、郵政審議会としてこれに答申をしていただくという形になります。ただ、事柄が非常に重要でございますので、現在在三部門に分かれておりますが、これをさらに一部門ふやまして、そして、そのお委員の増員を五名予定しておりますので、さしむきこの五名の方は、

主として貯金の利用者を代表できるような立場のお方、こういう方を選考いたしまして、そしてそういう専門部会で慎重に練った上で審議会として御答申いただくと、こういうふうになるかと。

主として貯金の利用者を代表できるような立場のお方、こういう方を選考いたしまして、そしてそういう専門部会で慎重に練った上で審議会として御答申いただくと、こういうふうになるかと。

主として貯金の利用者を代表できるような立場のお方、こういう方を選考いたしまして、そしてそういう専門部会で慎重に練った上で審議会として御答申いただくと、こういうふうになるかと。

○野上元君 それから、先ほど永岡さんの質問に関連するのですが、今までは法律によって利子が守られておった。非常に国民は安心しておったわけでありました。一般の金融機関が下がっても、貯金は下がらないのだ、これは国会を通らなかならない、国会が保護しておるのだ、こういうことになっておった。ところが、今度はそれを政令で変える。政令で変えたって、あなた方は相当十分に事業人の立場として検討されると思ひます。しかし、やはり国会で保護しておるよりは弱くなると思うのです。明らかに、郵政審議会を補強しておやりになるのは、貯金の独自でおやりになるのか、郵政審議会の中の一部分としておやりになるのか、今後の政令を変える場合に。

○政府委員(武田功君) 郵政審議会に諮問いたすわけでございますから、郵政審議会としてこれに答申をしていただくという形になります。ただ、事柄が非常に重要でございますので、現在在三部門に分かれておりますが、これをさらに一部門ふやまして、そして、そのお委員の増員を五名予定しておりますので、さしむきこの五名の方は、

主として貯金の利用者を代表できるような立場のお方、こういう方を選考いたしまして、そしてそういう専門部会で慎重に練った上で審議会として御答申いただくと、こういうふうになるかと。

主として貯金の利用者を代表できるような立場のお方、こういう方を選考いたしまして、そしてそういう専門部会で慎重に練った上で審議会として御答申いただくと、こういうふうになるかと。

主として貯金の利用者を代表できるような立場のお方、こういう方を選考いたしまして、そしてそういう専門部会で慎重に練った上で審議会として御答申いただくと、こういうふうになるかと。

○野上元君 それから、先ほど永岡さんの質問に関連するのですが、今までは法律によって利子が守られておった。非常に国民は安心しておったわけでありました。一般の金融機関が下がっても、貯金は下がらないのだ、これは国会を通らなかならない、国会が保護しておるのだ、こういうことになっておった。ところが、今度はそれを政令で変える。政令で変えたって、あなた方は相当十分に事業人の立場として検討されると思ひます。しかし、やはり国会で保護しておるよりは弱くなると思うのです。明らかに、郵政審議会を補強しておやりになるのは、貯金の独自でおやりになるのか、郵政審議会の中の一部分としておやりになるのか、今後の政令を変える場合に。

○政府委員(武田功君) 郵政審議会に諮問いたすわけでございますから、郵政審議会としてこれに答申をしていただくという形になります。ただ、事柄が非常に重要でございますので、現在在三部門に分かれておりますが、これをさらに一部門ふやまして、そして、そのお委員の増員を五名予定しておりますので、さしむきこの五名の方は、

主として貯金の利用者を代表できるような立場のお方、こういう方を選考いたしまして、そしてそういう専門部会で慎重に練った上で審議会として御答申いただくと、こういうふうになるかと。

主として貯金の利用者を代表できるような立場のお方、こういう方を選考いたしまして、そしてそういう専門部会で慎重に練った上で審議会として御答申いただくと、こういうふうになるかと。

主として貯金の利用者を代表できるような立場のお方、こういう方を選考いたしまして、そしてそういう専門部会で慎重に練った上で審議会として御答申いただくと、こういうふうになるかと。

○野上元君 それから、先ほど永岡さんの質問に関連するのですが、今までは法律によって利子が守られておった。非常に国民は安心しておったわけでありました。一般の金融機関が下がっても、貯金は下がらないのだ、これは国会を通らなかならない、国会が保護しておるのだ、こういうことになっておった。ところが、今度はそれを政令で変える。政令で変えたって、あなた方は相当十分に事業人の立場として検討されると思ひます。しかし、やはり国会で保護しておるよりは弱くなると思うのです。明らかに、郵政審議会を補強しておやりになるのは、貯金の独自でおやりになるのか、郵政審議会の中の一部分としておやりになるのか、今後の政令を変える場合に。

○政府委員(武田功君) 郵政審議会に諮問いたすわけでございますから、郵政審議会としてこれに答申をしていただくという形になります。ただ、事柄が非常に重要でございますので、現在在三部門に分かれておりますが、これをさらに一部門ふやまして、そして、そのお委員の増員を五名予定しておりますので、さしむきこの五名の方は、

主として貯金の利用者を代表できるような立場のお方、こういう方を選考いたしまして、そしてそういう専門部会で慎重に練った上で審議会として御答申いただくと、こういうふうになるかと。

主として貯金の利用者を代表できるような立場のお方、こういう方を選考いたしまして、そしてそういう専門部会で慎重に練った上で審議会として御答申いただくと、こういうふうになるかと。

主として貯金の利用者を代表できるような立場のお方、こういう方を選考いたしまして、そしてそういう専門部会で慎重に練った上で審議会として御答申いただくと、こういうふうになるかと。

して、実際の局を調べてみますと、非常に、場所とかいろいろな関係から、大きく伸びている局と、それほど地況の発展しない局もあるわけでございす。そこで、一局々々シラミつぶしに各郵便局を通じて調べてもらつて、その数字をもつて大蔵省と交渉しているわけでございす。昨年、このことを申しますと、たしか、そういうような今年度の予算は四百九十七人の増でございす。その内訳を申しますと、まずそういうような業務の増強をしたやつが、二百七人、事務量の増加が二百七人でございす。これは全部内務でございす。このうちの八十九名がたしか特定局でございまして、その余が普通局でございす。それから三十九人というものは、これは御承知のように、私の席上で申し上げたことがあると思うのですが、非常に貯金では犯罪が多い。ことに潜在犯罪が多いというようにございす。これを私たちが将来においては大きな国民に対するサービスといたしたのでございす。

と、それから帳面に書いてある数字とは違つて参りますから、早く犯罪が発見できる。かねて、あるいは利子もわかるというようにございす。これを今後二年間に全部渡すようにしてやりたい。その数字がことしにおいて三十九人。このほか、非常勤も非常に取れておりす。それから若干の超勤もつきまして、ことしからやるわけであります。これはできるだけ早い機会に、全部の生きている口座と申しますか、出し入れのございすものは、サービスということに重点を置きまして、今後やり続けていきたいと考えております。それから、三百局としは郵便局がございす。貯金に充てる人間としては二百五十一人というものを考えております。締めまして四百九十七人でございす。この郵便局の定員は、前には共通関係に入つておつたのを、今度は貯金のほうはみんな振り分けまして、貯金は貯金ということにわけ、それで四百九十七人、こういうわけにございす。

に大きなし寄せが来ておる、過剰労働になつておるのだということに、もう数字的に見ればはつきりしているわけです。当然、そのことは私は従業員との間に問題になると思うのですが、そのことは問題になつておりません。

が、先ほどもちよつと質問したのですが、通帳の冊数の制限というのがあります。これは貯金法第十六条関係でした。この制限はあるのだが、現実には、これがなかなかむずかしいのです。一人が何通持つてもいいじゃないかということも考えられるのですが、その点はどうなんですか。

い。制限額を守らうという立場でものを考えれば、冊数はあくまでも一冊、通常については一冊なんだというふうにしなさい、ますます困難になるというようにございす。これは、一冊というふうにとらえておる。私たちが望むところは、何と申しますか、そのときの経済状況と申します。制限額が低ければ、おのずからそういうことになつて参ります。あるいはまた、そういうふうに一応法律できめたものについてはあくまでもそれは守つていくという立場から考へております。

〇野上元君 長期計画をたてにとつて、銀行に比べておくれれておりますのは、利子の書き入れというものが、私たちのほうは要求がなければやらぬという建前でございす。私たちが、これは全体で一億以上の帳面全部にそういうことはできませんが、まず要員の事情を勘案いたしました。大体一年に七百万口座といふますか、そういうような出し入れのある口座につきまして、こちらのほうから貯金局において作業をし、その七百万口座の皆さんに元本と利子を送る、元本につきましては、預入の取り扱いに不正がありません、預金原簿に上がつてくる数字

〇野上元君 長期計画をたてにとつて、銀行に比べておくれれておりますのは、利子の書き入れというものが、私たちのほうは要求がなければやらぬという建前でございす。私たちが、これは全体で一億以上の帳面全部にそういうことはできませんが、まず要員の事情を勘案いたしました。大体一年に七百万口座といふますか、そういうような出し入れのある口座につきまして、こちらのほうから貯金局において作業をし、その七百万口座の皆さんに元本と利子を送る、元本につきましては、預入の取り扱いに不正がありません、預金原簿に上がつてくる数字

〇野上元君 長期計画をたてにとつて、銀行に比べておくれれておりますのは、利子の書き入れというものが、私たちのほうは要求がなければやらぬという建前でございす。私たちが、これは全体で一億以上の帳面全部にそういうことはできませんが、まず要員の事情を勘案いたしました。大体一年に七百万口座といふますか、そういうような出し入れのある口座につきまして、こちらのほうから貯金局において作業をし、その七百万口座の皆さんに元本と利子を送る、元本につきましては、預入の取り扱いに不正がありません、預金原簿に上がつてくる数字

〇野上元君 長期計画をたてにとつて、銀行に比べておくれれておりますのは、利子の書き入れというものが、私たちのほうは要求がなければやらぬという建前でございす。私たちが、これは全体で一億以上の帳面全部にそういうことはできませんが、まず要員の事情を勘案いたしました。大体一年に七百万口座といふますか、そういうような出し入れのある口座につきまして、こちらのほうから貯金局において作業をし、その七百万口座の皆さんに元本と利子を送る、元本につきましては、預入の取り扱いに不正がありません、預金原簿に上がつてくる数字

〇野上元君 長期計画をたてにとつて、銀行に比べておくれれておりますのは、利子の書き入れというものが、私たちのほうは要求がなければやらぬという建前でございす。私たちが、これは全体で一億以上の帳面全部にそういうことはできませんが、まず要員の事情を勘案いたしました。大体一年に七百万口座といふますか、そういうような出し入れのある口座につきまして、こちらのほうから貯金局において作業をし、その七百万口座の皆さんに元本と利子を送る、元本につきましては、預入の取り扱いに不正がありません、預金原簿に上がつてくる数字

〇野上元君 長期計画をたてにとつて、銀行に比べておくれれておりますのは、利子の書き入れというものが、私たちのほうは要求がなければやらぬという建前でございす。私たちが、これは全体で一億以上の帳面全部にそういうことはできませんが、まず要員の事情を勘案いたしました。大体一年に七百万口座といふますか、そういうような出し入れのある口座につきまして、こちらのほうから貯金局において作業をし、その七百万口座の皆さんに元本と利子を送る、元本につきましては、預入の取り扱いに不正がありません、預金原簿に上がつてくる数字

〇野上元君 長期計画をたてにとつて、銀行に比べておくれれておりますのは、利子の書き入れというものが、私たちのほうは要求がなければやらぬという建前でございす。私たちが、これは全体で一億以上の帳面全部にそういうことはできませんが、まず要員の事情を勘案いたしました。大体一年に七百万口座といふますか、そういうような出し入れのある口座につきまして、こちらのほうから貯金局において作業をし、その七百万口座の皆さんに元本と利子を送る、元本につきましては、預入の取り扱いに不正がありません、預金原簿に上がつてくる数字

〇野上元君 長期計画をたてにとつて、銀行に比べておくれれておりますのは、利子の書き入れというものが、私たちのほうは要求がなければやらぬという建前でございす。私たちが、これは全体で一億以上の帳面全部にそういうことはできませんが、まず要員の事情を勘案いたしました。大体一年に七百万口座といふますか、そういうような出し入れのある口座につきまして、こちらのほうから貯金局において作業をし、その七百万口座の皆さんに元本と利子を送る、元本につきましては、預入の取り扱いに不正がありません、預金原簿に上がつてくる数字

〇野上元君 長期計画をたてにとつて、銀行に比べておくれれておりますのは、利子の書き入れというものが、私たちのほうは要求がなければやらぬという建前でございす。私たちが、これは全体で一億以上の帳面全部にそういうことはできませんが、まず要員の事情を勘案いたしました。大体一年に七百万口座といふますか、そういうような出し入れのある口座につきまして、こちらのほうから貯金局において作業をし、その七百万口座の皆さんに元本と利子を送る、元本につきましては、預入の取り扱いに不正がありません、預金原簿に上がつてくる数字

〇野上元君 長期計画をたてにとつて、銀行に比べておくれれておりますのは、利子の書き入れというものが、私たちのほうは要求がなければやらぬという建前でございす。私たちが、これは全体で一億以上の帳面全部にそういうことはできませんが、まず要員の事情を勘案いたしました。大体一年に七百万口座といふますか、そういうような出し入れのある口座につきまして、こちらのほうから貯金局において作業をし、その七百万口座の皆さんに元本と利子を送る、元本につきましては、預入の取り扱いに不正がありません、預金原簿に上がつてくる数字

〇野上元君 長期計画をたてにとつて、銀行に比べておくれれておりますのは、利子の書き入れというものが、私たちのほうは要求がなければやらぬという建前でございす。私たちが、これは全体で一億以上の帳面全部にそういうことはできませんが、まず要員の事情を勘案いたしました。大体一年に七百万口座といふますか、そういうような出し入れのある口座につきまして、こちらのほうから貯金局において作業をし、その七百万口座の皆さんに元本と利子を送る、元本につきましては、預入の取り扱いに不正がありません、預金原簿に上がつてくる数字

〇野上元君 長期計画をたてにとつて、銀行に比べておくれれておりますのは、利子の書き入れというものが、私たちのほうは要求がなければやらぬという建前でございす。私たちが、これは全体で一億以上の帳面全部にそういうことはできませんが、まず要員の事情を勘案いたしました。大体一年に七百万口座といふますか、そういうような出し入れのある口座につきまして、こちらのほうから貯金局において作業をし、その七百万口座の皆さんに元本と利子を送る、元本につきましては、預入の取り扱いに不正がありません、預金原簿に上がつてくる数字

〇野上元君 長期計画をたてにとつて、銀行に比べておくれれておりますのは、利子の書き入れというものが、私たちのほうは要求がなければやらぬという建前でございす。私たちが、これは全体で一億以上の帳面全部にそういうことはできませんが、まず要員の事情を勘案いたしました。大体一年に七百万口座といふますか、そういうような出し入れのある口座につきまして、こちらのほうから貯金局において作業をし、その七百万口座の皆さんに元本と利子を送る、元本につきましては、預入の取り扱いに不正がありません、預金原簿に上がつてくる数字

〇野上元君 長期計画をたてにとつて、銀行に比べておくれれておりますのは、利子の書き入れというものが、私たちのほうは要求がなければやらぬという建前でございす。私たちが、これは全体で一億以上の帳面全部にそういうことはできませんが、まず要員の事情を勘案いたしました。大体一年に七百万口座といふますか、そういうような出し入れのある口座につきまして、こちらのほうから貯金局において作業をし、その七百万口座の皆さんに元本と利子を送る、元本につきましては、預入の取り扱いに不正がありません、預金原簿に上がつてくる数字

〇野上元君 長期計画をたてにとつて、銀行に比べておくれれておりますのは、利子の書き入れというものが、私たちのほうは要求がなければやらぬという建前でございす。私たちが、これは全体で一億以上の帳面全部にそういうことはできませんが、まず要員の事情を勘案いたしました。大体一年に七百万口座といふますか、そういうような出し入れのある口座につきまして、こちらのほうから貯金局において作業をし、その七百万口座の皆さんに元本と利子を送る、元本につきましては、預入の取り扱いに不正がありません、預金原簿に上がつてくる数字

〇野上元君 長期計画をたてにとつて、銀行に比べておくれれておりますのは、利子の書き入れというものが、私たちのほうは要求がなければやらぬという建前でございす。私たちが、これは全体で一億以上の帳面全部にそういうことはできませんが、まず要員の事情を勘案いたしました。大体一年に七百万口座といふますか、そういうような出し入れのある口座につきまして、こちらのほうから貯金局において作業をし、その七百万口座の皆さんに元本と利子を送る、元本につきましては、預入の取り扱いに不正がありません、預金原簿に上がつてくる数字

〇野上元君 長期計画をたてにとつて、銀行に比べておくれれておりますのは、利子の書き入れというものが、私たちのほうは要求がなければやらぬという建前でございす。私たちが、これは全体で一億以上の帳面全部にそういうことはできませんが、まず要員の事情を勘案いたしました。大体一年に七百万口座といふますか、そういうような出し入れのある口座につきまして、こちらのほうから貯金局において作業をし、その七百万口座の皆さんに元本と利子を送る、元本につきましては、預入の取り扱いに不正がありません、預金原簿に上がつてくる数字

〇野上元君 長期計画をたてにとつて、銀行に比べておくれれておりますのは、利子の書き入れというものが、私たちのほうは要求がなければやらぬという建前でございす。私たちが、これは全体で一億以上の帳面全部にそういうことはできませんが、まず要員の事情を勘案いたしました。大体一年に七百万口座といふますか、そういうような出し入れのある口座につきまして、こちらのほうから貯金局において作業をし、その七百万口座の皆さんに元本と利子を送る、元本につきましては、預入の取り扱いに不正がありません、預金原簿に上がつてくる数字

〇野上元君 長期計画をたてにとつて、銀行に比べておくれれておりますのは、利子の書き入れというものが、私たちのほうは要求がなければやらぬという建前でございす。私たちが、これは全体で一億以上の帳面全部にそういうことはできませんが、まず要員の事情を勘案いたしました。大体一年に七百万口座といふますか、そういうような出し入れのある口座につきまして、こちらのほうから貯金局において作業をし、その七百万口座の皆さんに元本と利子を送る、元本につきましては、預入の取り扱いに不正がありません、預金原簿に上がつてくる数字

〇野上元君 長期計画をたてにとつて、銀行に比べておくれれておりますのは、利子の書き入れというものが、私たちのほうは要求がなければやらぬという建前でございす。私たちが、これは全体で一億以上の帳面全部にそういうことはできませんが、まず要員の事情を勘案いたしました。大体一年に七百万口座といふますか、そういうような出し入れのある口座につきまして、こちらのほうから貯金局において作業をし、その七百万口座の皆さんに元本と利子を送る、元本につきましては、預入の取り扱いに不正がありません、預金原簿に上がつてくる数字

をやっております。

○野上元君 得來政令にゆだねた後に利子が下がる、一般の低金利政策に足並みをそろえて、下がるという場合があり得るわけですね。その場合、實際の問題になってくるわけですね。技術的に、旧金利で、利率で預金している者がたくさん出てくるわけですが、そういうやつは、どういうふうな措置をとるわけですか。

○政府委員(金沢平蔵君) その場合には、先ほども御質問ございましたが、その預金者は、現在の定期貯金なら定期貯金の五十七条で、十年たつたら通常貯金になる、あるいはまた、貯金規則で、たゞいまとっておりますところの半年ごとに利息は元金に加えるというところを見て入っているわけでございますから、そういう建前がその契約の約款でございますから、これはあくまでも、預金、定期貯金で申せば、十年ということは、現行の定款が変更されない限り、これはそのとおりになりますのが妥当だと考えております。

○野上元君 その場合、「定款」というのは、最終の払い戻し金額ですか、割増金額をつけた最後の金——最後の金といいますが、よく術語はわからないのですが、それがわからないのです、それがいわゆる「定款」になるわけですか。

○政府委員(金沢平蔵君) 私の言い方がちよつと正確でございましたが、定款と申しますのは半年どのくらいの利子で払ってくれるかということが定款でございます。——いや、定款でございます。約款でございます。言葉がどうも……。

○野上元君 それでは、大体私の質問

も、こまかい点はもう省きまして、やりたいと思いますが、最後にお願いたいの、先ほど来私が言っているのは私一人の意見じゃないんですよ、実はね。これはもう、わが党の議員ばかりでなく、与党の方々をも代弁して実は私はしゃべっているつもりなんです。

それで、われわれがいつも考えることは、郵政省は何か損な仕事ばかりやらされているような気がするのです。何か新しい金を集めることがあれば、郵便局の窓口でやらせる。そういう甘い汁はよその省が吸うというふうなことが非常に私は多いような気がするわけですね。たとえば、共同募金の問題にしても、これはもう郵政省は集めるだけでいいんだと、金の使い方は厚生省でやるのだと、こういうことを厚生省の諸君は公然と言っているわけですね。これについては、あなた方も相当レジスタンスをされて、相当運用については発言権を持たれるようになったようですが、この貯金の問題にしても、保険の問題にしても、やっぱりそういうんです。大蔵省は、郵政省とはとにかく法律に基づいて金を集めればいいんだ、集めた金はおれたちが国家的目的で、さらに高い次元でものを考えるのだから、郵政省なんかそんなことを考える必要がないんだ、こういう考え方があるのですよ。だからこそ、いつも問題になるのだ。だから、そういう点をわれわれは非常に残念に思っている。

だから、今後は、先ほど来申し上げたように、貯金事業にしても、保険事業にしても、これは完全な独占ではなくて、一般の金融機関と競合して経営

を争っていかねばならぬという建前であるならば、あなた方みずから自主的に、国民のサービスになり、かつ従業員の待遇改善にもなるような施策を積極的に打ち出すような方途を考えて、今後精力的にやってみてほしいというのを最後に希望して、私の質問を終わります。

○横川正市君 この審議会の内容と申しますか、これが改正されたことを知らないで、大蔵大臣が、副会長は大蔵大臣と郵政大臣だというような答弁をしたようでありまして、そのことと関連して、この審議会が改正をされたおもしろい理由は、これは大体何ですか。

○政府委員(金沢平蔵君) 今の審議会と申しますのは、運用審議会でございますか。

○横川正市君 運用審議会。

○政府委員(金沢平蔵君) 確かに運用審議会の中には、先生の御指摘のように、総理大臣が会長で、郵政、大蔵が副会長という格好で——そのほか次官が入っております、各省の次官が。それから知識経験者と申しますか、そういうような方が入っておりますけれども、私は、おそろくその改正の目的は、むしろ学識経験者だけにまかして、そこで自由に、何と申しますか、検討して、その結果を総理大臣に答申するといふような格好で、あまり船頭多くして船山に上るといふような——非常に私はそれは卑俗な言葉を申し上げましたけれども、そういうようなところが一つのねらいではなかったかと思っております。

○横川正市君 郵政大臣が多くの職員を集めてきた金を運用するといふ立場

での発言権を持って運用審議会に出席をしておることはどうして不都合だったかですね、その理由がわからないわけですよ。もっとひっくり返して言う、郵政大臣の運用審議会の中における発言のウェイトといふは、さういふものも過去においてはどうかだったのかですね。そしてその発言のウェイトがどうだったから第三者機関にまかしたのか、その点ははっきりしないのですよ。私どもは、審議会の中に郵政大臣の出席があるということが最も一番いい方法じゃないのか。なぜならば、郵政省を、これを庁にするとか何とかといったときには、これはこそって大臣がいなければいけぬといつて、やはり庁とか何とかというよりか、省にして大臣を置くことのほうが非常に力がある、いわゆる閣議の中におけるところのウェイトもありますし、それからその他各省間との折衝の問題にも相当な効果があるといふところから、大臣を置くということになつていふと思うのです。そうでないならば、大臣があつてもなくてもいいんだつたら置く必要はないのですよ。その大臣が、単に郵政相が陪席するのであるなしに、二兆円にもなんんとするような大きな金を集めている郵政当局のいわゆる責任大臣として出席をしていふ、そういう立場の者が、なぜ運用審議会をかわらなければならなかったのか、その点を明確にしてみたいと思う。

○政府委員(金沢平蔵君) それはどうも、私のほうの郵政省の、何と申しますか、貯金関係も大いに関係があるわけでございますけれども、主管事務局というものはたしか大蔵省がやってい

るのじゃないかと思うのでござい

す。それで、私たちの察知するところによりますと、先ほどもちよつと申し上げましたけれども、委員が非常に行政機関の職員が多数を占めておるということよりも、むしろ学識経験者の委員を七人以内にしたほうがいいんじゃないかという議論のもとにこの改正はなされたのではないかと思っております。

○横川正市君 郵政大臣はどうお考えですか。

○國務大臣(小沢久太郎君) これは、三十六年度の話でありまして、その当時の状況は私はつまびらかにしておりませんけれども、たゞいま貯金局長から申し上げたとおりと私は思っております。

○横川正市君 私は、先ほど野上委員からいろいろ言われておると思うのでありますけれども、この預貯金の担当省である郵政省がもととやらんとしておかないと、預貯金をする人の利益を代表する省としては不適格だと思ふのですよ。その代表する郵政省が、運用その他に対しても最も発言力のあるべきはずの運用審議会から削られてしまった、そして第三者機関にその審議をまかしたといふことは、きれいごとではあるけれども、言ってみると、非常に郵政省の弱さというものを露呈した結果にならないか、こういうふうにか考へるわけなんですけれども、大臣としてはどうお考えでしょうか。

○國務大臣(小沢久太郎君) 先ほど貯金局長から申し上げましたように、いろいろの学識経験者を多く充てまして、官庁関係は幹事としてやるということとで当時定められたわけでございます

一七

して、私も大体そういう意図であつたといふことを信じておる次第でございます。

○横川正市君 私は、郵政大臣、もう少しこの預貯金を集めていた立場の省という、いわゆるこの性格的なものをしっかりとつかんでおいていただかなければいかぬと思うのです。

○永岡光治君 もう一回蒸し返して、おれのところを入れたという話はないのですか。

○国務大臣(小沢久太郎君) われわれは、国民大衆の預金でございますから、これを守るためには十分の措置と、それから覚悟を持ってやるつもりでございます。閣議におきまして、あらゆる面におきまして、そういう点につきましては十分の考慮を払って積極的に行動していく次第でございます。

○横川正市君 大臣に、関連してお尋ねしますが、この「貯蓄の動機等に関する調査」というのが貯金増強中央委員会から出されておるわけなのでありますけれども、その中に、「郵便局を信用する」といって預金をする人の数が二八・八%、「銀行を信用する」といって預金をする人が三四・五%、私は、郵便局という国営事業の信用の度合いというものがどこでこういうふうになるのか、非常に不思議に思ふのです。もっとも、これには「取引関係」が、郵政関係ではゼロ、銀行には一九・八%、それから「金を借りるのに都合がよい」が、郵便局はゼロで、銀行は九%、こういうふうな、この預貯金者の利益を別な意味で供与している銀行と郵便局との比較というものがあつたのか、

こう思ふのでありますけれども、大臣は、信用の度合いというのは、郵便局と銀行とはこういうふうな大衆から評価されたということについて、どうお考えでしょうか。

○国務大臣(小沢久太郎君) 私は、郵便貯金の国民からの信頼度というものは相当高いのではないかと、数に信じておるわけでございますが、数といたしましてこういう数字が出たといふと反省いたします、われわれがもっともと反省いたしまして、国民のためのりっぱな郵便貯金にしなければならぬというふうな考えでおる次第でございます。

○横川正市君 これは、反省をするといつても、何を反省をして信用を高めるのかはつきりしないのです。どういうふうにしたら信用が高まるというふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(小沢久太郎君) これは、国が経営をしておるわけ合ひでございますから、たとえば金の支払いがでなくなるとか、破産をするとか、銀行がつぶれるとかいうふうなことはありまじいので、いろいろ国民の利便をはかる点、そういう点につきまして、今後積極的にやっていきたい、そういうふうな考えでおる次第でございます。

○横川正市君 同じ資料によると、「近所にあつて便利だ」というのが、郵便局の場合に四八・三%、それに対して、農協とか漁協の場合には五四・六%と、はるかに郵便局の利用度というものを上回つておるわけです。これはどういふ結果だとお考えになりますか。

○国務大臣(小沢久太郎君) その資料

を私不敏にして今見ておりませんので、どういうデータからそういう結果が出たかわかりませんが、われわれのほうといたしましては、一万五千の郵便局があるわけでは、ほかに、まあ便利な点においては、ほかにひけをとらないつもりでございます。

○横川正市君 これは、先ほど言つたように、取引とか、金を借りるのに都合がよいというのが、漁業協同組合、農協の場合には二七・六%、それに対して郵便局はゼロ、こういうところから、私は原因があるんじゃないかと思ふ。ですから、いつでも便利であるとか、あるいは信用があるとか、そういうものの裏には、金を取り扱つてい

る、いわゆる取引の関係とか、金が借りられるかというふうなことが、これがうちはら問題としてあるんじゃないかと思ふのですけれども、どうお考えですか。

○国務大臣(小沢久太郎君) そういう点につきましては、われわれのほうといたしましては、先ほど来いろいろ申し上げましたように、貸付制度というものを創設いたしまして、便利なふう

にやりたいというふうな考えをわけでございますけれども、大蔵省との間にいまだに結論がでませんので、サスペンドしておるわけでございますけれども、将来、この問題につきましては、両省よく検討していくという結論になつておりますので、われわれのほうといたしましては、やはりそういう点も考慮すべきではないかというふうな考えでおる次第でございます。

○横川正市君 私は、第一のこの運用審議会の機構が改正されて、大蔵大臣も参加しないけれども郵政大臣も参加

をしなくなつた、こういうようなことや、これから今回の一部資料であります、全部を言つておるとは思いませんけれども、資料をとつてみても、いわゆる金融機関という格好よりか、金を預けている窓口だけの、郵政省の貯金業務の評価が、一般の金融機関と比べてみるとどんどんウエートが落ちてきているという実態等から考えて、これは貯蓄経営の立場からは、もっと真剣に取り組んでいかなければならぬ問題じゃないかと思ふのです。

そこで、これは非常に何といふますか、便法の中の便法というふうなことになるかと思ひますけれども、たとえば、理財局あるいは地方の財務局あたりの取り扱い事務のうち、地方公共団体その他に貸し出しをするときの窓口は郵便局の窓口を通じて貸し出しをするという、こういう法律改正を行なうこととしたらどうかという意見を持っておるのではありませんか。

○国務大臣(小沢久太郎君) その点につきましては、今後ともひとつ研究していきたいと思つております。われわれのほうといたしましては、要は国民のために便利にするということもあるのではありませんか、しかしまた手続等があまり煩瑣にならないように、いろいろな点も考えまして、今後とも研究していきたいと思つております。

○横川正市君 その点は、研究するだけではない、途中でどこからどういふ金を貸すかというふうな、あるいは貸した金を貸すかという、そういう検討は、これは国の一つの方針でやっておるのだからということでは仕方ないといふけれども、財務局の窓口を通して

貸し出しをされるということが、なぜ金を集めた側の郵便局の窓口を使わな

いかにいう、そういう素朴な考え方というものはあるわけですから、集めた側のいろいろな立場というものはあるわけでは、この点については、ぜひひとつ大蔵当局とも話し合つて早期に実現できるようにしていただきたい、

○国務大臣(小沢久太郎君) 先ほどからの、いろいろと、郵便局のあり方、郵便貯金のあり方につきましては、やはり何といひましても、だんだんと時代が変わるに従ひまして、それに即したようにしなければならぬのでありまして、そういう点から考えまして、十分にひとつ検討していきたいと思ひます。

○横川正市君 この貯蓄をする人の考え方の中に、先ほど野上委員が触れておりましたけれども、素直に言つて、長期の掛金をする人たちの気持の中に、物価の値上がり、それから金利との関係で、非常に疑問を持ち始めてきて

いるわけなんです。もちろん、貯蓄をする人たちの考え方を大別いたしますと、余裕があればぜひやりたいというふうな人と、それから、やりくりして貯金をふやしたい、必要だから無理

をして貯金をふやしたい、こういう三つの考え方が大体全部を制しているようです。それからもう一つは、使

つかの問題なんですけれども、これは幾つかの項目にまるをつけさす調べ方をいたしましたら、その中で病氣とそれ

から子供の学費と生活安定、こういう

ふうに答えたのが、これが全体のうちの約七割五分を示しているわけですが、これは必要に迫られて金を預けるわけですね。預けたから幾らの利子をつけてくれ、こういうことよりか、いわば少額貯蓄の意思というものは、やむを得ず貯蓄をしなければならぬという、そういう社会情勢の中で懸命に貯蓄をするわけですね。だからそれに対して、物価の値上がり、それからこういう貯蓄をしたという気持ちとの間に、きわめて遺憾なギャップを来しているという事は、私はこれは政治の面では非常に大きな責任ではないかと思ひます。これは、貯蓄を担当される、貯金の窓口を担当される郵政大臣として、これに対してどうお考えでしょうか。

○国務大臣(小沢久太郎君) これは郵政貯金だけの問題でありまして、一般銀行預金もみな同じでございます。て、やはりわれわれといたしましては、何とかいまして、物価の上がないようにするというのが第一の問題だと考えまして、そういう方向にやっぱ努力するのが当然だと思ひ次第であります。

○横川正市君 私は、これは郵政大臣の国務大臣として閣内で、あるいは池田内閣全体として、どうするかという非常に大切な問題なんだけれども、その中でも郵政大臣としては、いわゆる物価の値上りを阻止するという問題という問題については、もっと具体的な案があつていいんじゃないかと思ひます。それだけでもね。

○国務大臣(小沢久太郎君) われわれといたしましては、貯金者の利益を守る

ということとは、これは当然なことでございます。それから物価の安定、これは内閣としても当然なことでございます。その施策につきましましては、郵政省直接はやりませんといたしまして、省直接はやりませんといたしまして、この物価の安定をはかるということは、内閣全体の問題といたしまして非常に重要な問題で、大いに努力したいと思ひます。

○横川正市君 これは、二兆円という膨大な金を集めている郵政省のその立場というのは、これは相当国民に対する責任のある立場であるんじゃないかと思ひます。物価の値上りがよりか利率が落ちて、いわゆる利子が損だから信託に回しましてどうかという、利殖をするための金の回し方をしているわけじゃないわけですか、先ほど言ったように。これは、あくまでも必要だから食を詰めてでも貯金をしよう、こういう人や、やりくりしてでも貯金をしようという人が全体の七〇%を占めているわけですか。それからその使う道は、病氣とか、子供の学資とか、若後の生活の安定とかいうことに、全体の七割五分も目的を持って金を預けている。その金が積み重なって二兆円ということになっていくわけですね。そういう金を集めている郵政省が、こういう人たちに、まあいけば何といひますか、抵抗も批判も、それからいろいろ意見も言えないような格好で、せつせと貯蓄している人たちの金を集めている郵政省それ自体として、今のよう不利な国民に与えているような施策が続けられるということには、もう少し真剣な意見というものを述べていただかないとこれはならぬと思ひます。同時に、これ

は何万人か貯金業務に従事している従業員がいるわけでありすけれども、この人たちの日々の行動が、そういう接点で苦情を聞いている格好になっているわけですから、そういうすみからすみまでに行き渡るような経営というものが、あるいは国の施策に対して、もっと真剣な郵政当局の発言とかいうものがあつていかねばと私は思ひます。これはひとつ、これから問題もありますから、大臣から答弁をいただきます、私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(小沢久太郎君) ただいま横川委員の言われました郵政省の役員といひますか、それは、零細な貯金をした方を守ること、それは一番大事なことでありまして、それがためには、たとえば物価の抑制をはかるとか、あるいは預金者の保護をはかるとか、そういうことをわれわれといたしましては鋭意目標としてしなければならぬと思ひます。今後ともますますそういう意図をもって努力したいと思ひます。

○委員長(光村基助君) 他に御発言ありませんか。他に御発言もなければ、本案に対する質疑は尽きたものと認めて御異議ございませぬか。

○委員(光村基助君) 御異議ないと思ひます。よつて本案に対する質疑は終局いたしました。

これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○野上元君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました郵便貯金法の一部を改正する法律

案に対しまして、反対の討論を行ないたいと思ひます。

今さら私が申し上げるまでもなく、郵便貯金は国民の零細な貯蓄の集積でありまして、これが安全を確保することの必要性はきわめて大きいのでございします。今日、郵便貯金はきわめて不利な立場にありながら、一般金融機関との競争の中においても、一般金融機関をおさめられてきましたのは、郵政当局幹部の御努力はもろんであります。が、従業員各位のみなみならぬ努力のたまものでございまして、この点については深くこれを多量としたいと存じます。

今日社会保障制度の貧弱なものが國においては、個人貯蓄の持つ意義はきわめて大きいものがあるかと考えるのでございします。すなわち、零細な貯蓄を集積することによりまして、不測の事態に備へ、かつ老後の安定の一助にするために、當々として貯蓄を行なつておるのでございまして、とりわけ郵便貯金のごときは、生活に余つた金を貯蓄するといふようなものではなくて、むしろ、少ない金の中から天引きをして貯蓄をされるという傾向にあるのでございまして、われわれとしては、また郵政当局としては、この零細な貯蓄の有利なる利息については特段の配慮をする必要があるのではなからぬか、かように考えるのでございします。

ところが、今回出されました法案の内容は、質疑応答の中で明らかにされましたように、國家の金融政策に足並みをそろえるという一つの理由に基づいて、利率の決定を政令にまかそうというのでございまして、この点につい

ては、一般の国民もおそらく心配をいたしておるのではないかと考えるのでございします。今さら私が申し上げるまでもないのでありますが、もしかりに、政府が、郵便貯金は國家が経営しておる事業で安全なものであるから、少しぐらい利子が安くて貯金はふえるのだというふうな考え方で経営されるとすれば、これはきわめて憂うべき状態にならうかと考えるのであります。

今日の世相は必ずしもそう簡単ではございませぬ。それは、現在行なわれている貸付信託、その他の方法によりまして、多くの資金が吸い上げられておるといふ事実を見ても明らかであります。先ほど明らかにいたしましたように、郵便貯金の貯金総額に占める比率は年々低下しておるといふ事実が、そういうことを物語つておると考えるのでございします。したがって、今後、事業経営の万全を期し、預金者の利益を増大し、かつ従業員の待遇改善を試みんとするならば、さらに積極的な施策が必要ではないかと考えるのであります。このよう機会に金利を引き下げるような懸念を持つような法案を提出することは、私どもはどうしてもこれに賛成の意を表することができないのでございします。

したがって、最後に私は郵政当局の皆さん方に要望いたしたいのであります。今日郵便貯金事業は、今や独占事業でございませぬ。明らかに一般金融界との競争のもとに生きていかなければならぬ事業体でございします。にもかかわらず、今日多くの制約を受けながら、この競争場裏の中で運動を続けていかなければならぬという

ことを考へるときに、これら郵便貯金の進展に障害になるような制限はすみやかに撤廃し、そして将来においては、郵政省みずからこの集めた金を運用することによって預金者に還元をするという方法をとることによって、事業の完全な経営に資していただきたいというものを最後に要望いたしましたし、反対の討論をいたします。

○鈴木恭一君 ただいま議題となつております郵便貯金法の一部を改正する法律案について、私は、自由民主党を代表いたしまして、賛成の意を表するものであります。

まず、現在法律に定められてある郵便貯金の利率の決定を政令に譲らうとする点についてであります。郵便貯金は、現在一兆五千億となり、その口数も二億をこえ、わが国財政投融資資金として重要な地位を占めておられるのみならず、広く国民貯蓄であります。したがって、この利率の決定等は、直ちにわが国金融政策にも至大な關係を有しますとともに、預金者大衆の利益に重大な影響を与えるものであります。今回、政府は、金利政策の弾力的な運用に支障を来さないようとするともに、適時適切に一般金融情勢に相應することができるよう、現在法律で定められている利率を政令で定めることに改め、この政令委任にあたつては、郵便貯金の預金者の利益の保護に遺憾のないようにするため、その原則を法律に明記し、その立案に際しては、郵政審議会に諮問しなければならぬことにしておりますことは適宜の措置であると考えます。

第二点は、団体取り扱いをする郵便貯金は、現在法律で通常貯金に限られる

ておりますが、このような団体の増加した現状から、この種類等も政令に譲り、利用者の利便をはからうとするものであります。第三点は、貯金総額の制限規定の適用を受けない法人その他の団体が法律に列挙されておりますが、適用法人が多数であるため、列挙を廃して包括的に規定するよう改めることでいづれも妥当なものと認めます。

最後に、私は法案審議の経過並びに内容等よりして、次のような附帯決議を付したいと存じます。各位の御賛同を得たいと存じます。

附帯決議案を朗読いたします。
郵便貯金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

この法律の施行に当り、政府は次の各項の達成に努むべきである。

一、郵便貯金は国民大衆の零細なる貯蓄の集積であることにかんがみ、預金者の保護について万全の措置を講ずること。

二、郵便貯金預金者が不時の金融を必要とする場合に処するための制度を速やかに検討し、預金者の利便を図ること。

三、郵便貯金総額の制限を大巾に引上げることを。
右決議する。

以上でございます。

○白木義一郎君 私は、公明会を代表して、本改正案に反対をいたすものであります。

次に、反対の理由をいたしましては、まず第一に、郵便貯金利率規定の政令委譲の点であります。市中金利の

変動に應じ、郵便貯金の利率を改定する場合に、国民の代表が国会において十分審議を尽くすことにより、たとえ利下げになろうとも国民は納得するでありません。政府は、利率改定に際し、郵政審議会に諮問することになつておりますが、これは国会での十分な審議を期待する大衆の期待を裏切るものであり、低金利政策を云々されている時期に、かつ消費者物価の値上がり、社会問題化しておる現在、このような国民大衆の利用に供される制度が、今まで国会で審議されてきたことを郵政審議会が代弁するような改定は、い

たうに国民大衆の政治の不信を買うものであると考えられるからであります。

第二に、政府は、この改定にあたつて、金利政策の弾力的な運用に支障を来さないためとの理由と、零細な大衆の貯蓄制度である点に留意して、大衆の利益を増進し、貯蓄の増強に資するよう十分配慮すると言ひながら、零細な預金者の利益の増進に何ら具体的な施策を明らかにしていないのであります。現在一兆五千六百億円の郵便貯金が、その運用を利用者たる大衆の利益の増進に充てるよう数回の要請があるにもかかわらず、何ら具体化しておられないのであります。郵便貯金の性格は、御承知のとおり、大衆の血の出るような零細な資金であるがゆゑに直覺的であり、感覚的である大衆に与える不安感を除く深い配慮、つまりあたたかい政府の意思がみられない点であります。

以上の理由をもつて、本法案に反対をいたすものであります。

○須藤五郎君 私は、日本共産党を代

表いたしました。ただいま提案されております郵便貯金法の一部を改正する法律案に對しまして、反対の意思を表明したいと存じます。簡単に、以下三點について意見を申し述べたいと存じます。

第一は、貯金の利率を政令でやれるようにすることは、政府の財政金融政策の便宜のためにはなつても、国民利益のためにはやるべきことではないという点で反対をいたします。

第二点は、団体貯金の種類を広げ、または制限規定をゆるめたいと、こう言つておりますが、これは利用者の利益よりは、むしろ政府が国民の金を吸い上げる手段になるだけであるという点であります。

第三点は、低金利政策として預金者の利率を下げようとしておるといふ点です。それにかかわらず、一方、消費物価は一割も高騰しておる。これでは、国民の利益はますます侵害されるばかりではないかという点です。このような政府の金融政策は、独占を利し、国民に犠牲をしいるものである、こういう点から私は反対をいたすものであります。

なお、ただいま自民党の代表から附帯決議が出されましたが、この附帯決議を出された気持はわかるのであります。元來附帯決議というものは、実に私は意味のないものだと思つておるのです。何ら政府を拘束することにはなりません。いつでも政府は、ただ聞きおくらで終わつてしまつておるの

が先例だと思ひます。この程度の附帯決議では、私は氣持はわかつて、意味がないと思ひますので、この附帯決議にも私は反対をするものです。附帯

決議をつけなければならないような法案というものは、これは皆さん御反対になつてしかるべき性質のものではないか、こういうふうに私は思ひます。

以上
○委員長(光村基助君) 他に御発言もなければ、討論は尽きたものと認めて異議ありませんか。

○委員長(光村基助君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。
郵便貯金法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(光村基助君) 多数でございます。よつて本案は、多数をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(光村基助君) 御異議ないと認め、さう決定いたしました。

次に、討論中述べられました鈴木恭一君提出の附帯決議案を議題といたします。

鈴木君提出の附帯決議案を本委員会に決議することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(光村基助君) 多数でございます。よつて鈴木君提出の附帯決議案は、多数をもって、本委員会の決議と

この際、小沢郵政大臣より発言を求められておりますので、これを許します。小沢郵政大臣。

○国務大臣 小沢久太郎君　ただいま郵便貯金法の一部を改正する法律案につきまして、本委員会におきまして、慎重御審議の結果、御可決を賜わりまして、ありがたくお礼を申し上げまして、ありがとうございます。今後、この法律の施行にあたりましては、御審議の際における御意見を十分体し、なお附帯決議の御趣旨に沿うような運営をしていく所存でございます。

○委員長(光村甚助君) 次に、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査を議題とし、質疑を行います。

御質疑のある方は御発言願います。

○永岡光治君 郵政当局にお尋ねいたしますが、この委員会にも資料が配られて参りました案件の問題についてでありますが、秋田県の土崎の将軍野郵便局長の暴力事件についてであります。この報告によりましても明らかなように、局長が局員に対して暴行を行なっている、暴力をふるっているという事件であります。実は、この内容について、きょうここで細部にわたつての質疑をするつもりはございません。また、この問題についての、なぜこういう事件が起こつたかという、よつて来たる原因についての追及も、実は私の追及したい目的であります。が、それもしくは、時間の關係上、きょうはできないのであります。機会をあらためまして、これをただして参りたいと思うのであります。ただ、言

えることは、將軍野郵便局長の経歴を資料によって見ましても、前局長の長男だそうでありまして、しかも、経歴を見ますと、郵便局を出たり入ったりというような状況でありまして、どうもこの局長に任命する場合における調査そのものが、必ずしも適正なものではなかったというように私は考えられるわけでありますが、ひとりこのことだけでなくありません。栃木県で起きた事件と承っておりますが、吉展ちゃん（よしかてちゃん）の犯人をわしは知っているという局長さんが、酒席のことであつたであります。うが、そういう非常識な行動に出たり、あるいはまた、山口県、香川県、聞くところによれば、全国にも非常に局長らしくない態度をとっている幾つかの事件を私も承知をいたしているのであります。

そこで、一体なぜこういうようなこと

となるのかという、そのよって来た原因をただしたいのでありますが、これは私は、多くのこういう事件を起している、あるいはまた部内の犯罪を起している局長の場合を調査してみますと、局長の世襲というような、そういうことから起きている場合が非常に多いのであります。これは、とりまなおさず、公器である郵便局を私有財産のごとく認識を誤って、その心のゆるみと申しますか、そういうことが横暴になったり、あるいは非常識な行動をとる、それが国民の皆さんに対して、事業の威信を傷つけたり、信頼をなくしていく、こういう結果になっているようにでありますので、私は、そういう意味から、特に郵政大臣に十分ひとつ検討していただき、反省を求めなければならぬと思うのであります

が、これは、特定局長任用制度にやはり根本的な欠陥があるかと思うのであります。

最近、近い中に、特定郵便局長の定年退職もあるようではありますが、その後任は、局員でない局長の息子を再び、部内者を差しておいて、部外から入っている、そういう傾向が非常に強くなっているケースを私はしばしば耳にするのであります。あなたの部下の職員は、必ずやあなたを信頼しておるし、あなたもまた、その職員を信頼していると思うのであります。局長にもなれないような職員はないはずであると私はかたく信じているのであります。

しかも、特定局という特別の職場にありますと、その昇進の道と申しますか、ごく限られておりまして、多年郵政事業に貢献をいたしまして、唯一の

希望に局長の道を求めておるその人を差し置いて、局長の息子であり、親戚であるということで、部外者から持つてくる、こういうケースは、まことにこれは好ましくないものだとは思うのであります。部内に適材がないというなら別であります、ある限りにおいては、やはりこれは、その局員の局長への就任というものを認めるべきである。このことがなされないから、郵政事業に対する希望も失い、往々にして事業の能率も上がらないという結果に相なろうかと私は憂えているのであります。が、たまたま、今この事件が起きているのであります、これをひとつ十分反省の材料にさせていただきまして、ただいま申し上げました特定局制度そのものの、任用制度そのものの根本にこれは触れる問題と思うのでありますから、今までの問題の反省なり、

將來の特定局長任用の問題について、
万全の措置を講じて、慎重な態度で臨
んでもらいたい。このことが、私の士
臣に対する答弁を求める第一の問題で
あります。

それから第二は、先ほど申し上げましたように、この委員会では深く掘り下げる余裕ありませんので、あらためてその機を得たいと思うのでありますが、このような数多くの事件が全国にあるはずであります。その事件についての資料を、当委員会にひとつ御提出をいただきまして、それに基づきまして、私ども次の機会に審査をいたしたい、審議をいたしたい、このように考えておりますので、この二点についての大臣の所見を承りたいと思うのであります。

○國務大臣(小沢久太郎君) 永岡委員

から御指摘のありましたような事件が起きましたことは、私は非常に遺憾に存じておる次第でございます。ただ、特定郵便局長の任用制度についてでございますけれども、特定郵便局におきます業務を円滑に運営する必要上、その地域に密着した有能な人材を、部内あるいは部外を問わず、広く簡拔する制度でございます。私はこの制度はこれでいいのじゃないかと思う次第でございます。ただ問題は、その選考でございます。まして、今後はその選考につきましては、十分に注意をして、こういうことの起きないようにしたい、こういうふうな考えておる次第でございます。

それから第二の問題といたしましては、資料は提出させていただくようにしたいと思っております。

永岡光治君 大臣がそのように、制

度の問題はこれですらいいというこ
しになれば、またここで論議が發展して
参るわけでありまして、この資料に基
づいてたゞしいかなければ、大臣の
納得もおそらくいかなるような問題
が、今のような答弁からは出てくるの
ではないかと私は思うのであります
が、調査もさることながら、おそら
く將軍野の事件にいたしましたも、こ
ういう経歴を持つておれば相当これは
慎重に考えなければならぬはずであ
ります。学校でも事件が起きている
ことを私は承知してはおりますが、
言うならば、前にあやまちを犯してい
るものを局長にする、なぜするかとい
えば、そういう特定局長任用制度があ
る。そのために、地方の圧力に屈し
て、たまたま地方に密着するとか、地
方の有力者とかいう名のもとに行なわ
れる。そういうことがありますので、
私は特にこれを追及しなければならぬ
のであります。これと関連して、
今、目前に迫つておる特定局の大幅な
任用があるわけですね、退職によつ
て。私は、このこともひとつ大臣に十
分考えておいていただきたいと思うの
であります。今あなたの部下では、
本省の局長、あるいは地方局の局長、
あるいは部局長等がそれぞれ行く道
は、あなたに考えていただけると私は
思うのであります。下から長い間苦
勞して積み上げて、郵政事業に貢献
して定年で退職をされる、そういう人
の行く道には、もうあすからは路頭に
迷うという局長代理の方がたくさん
あるのであります。そのめんどりは、
なかなか見切れないのであります。それ
はなかなか数多いのでありますから、
無理もないと思うのであります。そ

第三三二六号 昭和三十八年六月二

十五日受理

電信電話設備拡充のための第三次五箇
年計画は正に關する請願

請願者 福島県安達郡本宮町榊形
四〇ノ一五 伊東トシ外
百八十二名

紹介議員 小酒井義男君

この請願の趣旨は、第一六四三号と同
じである。

第三三二七号 昭和三十八年六月二

十五日受理

電信電話設備拡充のための第三次五箇
年計画は正に關する請願

請願者 福島県南会津郡南村古里
阿久津英治外百八十名

紹介議員 佐多 忠隆君

この請願の趣旨は、第一六四三号と同
じである。

第三三二八号 昭和三十八年六月二

十五日受理

電信電話設備拡充のための第三次五箇
年計画は正に關する請願

請願者 福島県南会津郡田島町
星利夫外百四十九名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一六四三号と同
じである。

第三三二九号 昭和三十八年六月二

十五日受理

電信電話設備拡充のための第三次五箇
年計画は正に關する請願

請願者 福島県南会津郡田島町後
原 和泉田多美子外二百
六十六名

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第一六四三号と同
じである。

第三三三〇号 昭和三十八年六月二

十五日受理

電信電話設備拡充のための第三次五箇
年計画は正に關する請願

請願者 群馬県前橋市堀川町三六
斎藤伊代子外二千四百十
二名

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第一六四三号と同
じである。

第三三三一号 昭和三十八年六月二

十五日受理

電信電話設備拡充のための第三次五箇
年計画は正に關する請願

請願者 群馬県渋川市半田二、四
九二 宮崎睦外三千六百
四十名

紹介議員 光村 甚助君

この請願の趣旨は、第一六四三号と同
じである。

第三三三二号 昭和三十八年六月二

十五日受理

電信電話設備拡充のための第三次五箇
年計画は正に關する請願

請願者 三重県伊勢市中之町二二
四 小林正和外二千六百
名

紹介議員 大倉 精一君

この請願の趣旨は、第一六四三号と同
じである。

第三三三三号 昭和三十八年六月二

十五日受理

電信電話設備拡充のための第三次五箇
年計画は正に關する請願

請願者 福島県南会津郡田島町後
原 和泉田多美子外二百
六十六名

電信電話設備拡充のための第三次五箇
年計画は正に關する請願（五通）

請願者 和歌山県西牟婁郡本町
杉本保男外二百二十六名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一六四三号と同
じである。

第三三三四号 昭和三十八年六月二

十五日受理

電信電話設備拡充のための第三次五箇
年計画は正に關する請願（二通）

請願者 和歌山県日高郡南部町山
内 新田智恵子外一万四
百六十名

紹介議員 大河原一孝君

この請願の趣旨は、第一六四三号と同
じである。

第三三三五号 昭和三十八年六月二

十五日受理

電信電話設備拡充のための第三次五箇
年計画は正に關する請願

請願者 山口県柳井市尾ノ上三、
七八四 藤岡正俊外七十
四名

紹介議員 相澤 重明君

この請願の趣旨は、第一六四三号と同
じである。

第三三三六号 昭和三十八年六月二

十五日受理

電信電話設備拡充のための第三次五箇
年計画は正に關する請願

請願者 福岡県田川市西春日町
一丁目 平川操外六十八
名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第一六四三号と同
じである。

じである。

第三三三七号 昭和三十八年六月二

十五日受理

電信電話設備拡充のための第三次五箇
年計画は正に關する請願

請願者 福岡県八女市上妻区大字
南馬場九八八 鶴一男外
九十八名

紹介議員 中田 吉雄君

この請願の趣旨は、第一六四三号と同
じである。

第三三三八号 昭和三十八年六月二

十五日受理

電信電話設備拡充のための第三次五箇
年計画は正に關する請願

請願者 福岡県八女市国武一三〇
牛島立大外十四名

紹介議員 豊瀬 禎一君

この請願の趣旨は、第一六四三号と同
じである。

第三三三九号 昭和三十八年六月二

十五日受理

電信電話設備拡充のための第三次五箇
年計画は正に關する請願（五通）

請願者 長崎県志賀郡八浦町先下
り町八八 中島利夫外九
十三名

紹介議員 武内 五郎君

この請願の趣旨は、第一六四三号と同
じである。

第三三四〇号 昭和三十八年六月二

十五日受理

電信電話設備拡充のための第三次五箇
年計画は正に關する請願（二通）

請願者 群馬県前橋市田中町六九

石川兵五郎外二千百十五
名

紹介議員 柴谷 要君

この請願の趣旨は、第一六四三号と同
じである。

第三四五五号 昭和三十八年六月二

十六日受理

電信電話設備拡充のための第三次五箇
年計画は正に關する請願（十一通）

請願者 秋田県本荘市花畑町九
山田金太郎外百六十名

紹介議員 加藤シズエ君

この請願の趣旨は、第一六四三号と同
じである。

第三五六八号 昭和三十八年六月二

十七日受理

電信電話設備拡充のための第三次五箇
年計画は正に關する請願

請願者 福岡市大字周船寺東一六
九 坂田修一外七名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第一六四三号と同
じである。

第三五六九号 昭和三十八年六月二

十七日受理

電信電話設備拡充のための第三次五箇
年計画は正に關する請願

請願者 秋田市下浜村川九五 佐
藤進外四百四十五名

紹介議員 大倉 精一君

この請願の趣旨は、第一六四三号と同
じである。

第三六三〇号 昭和三十八年六月二

十八日受理

電信電話設備拡充のための第三次五箇
年計画は正に關する請願

年計画は正に關する請願

請願者 岡山県津山市大谷三八〇

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一六四三号と同じである。

第三六九六号 昭和三十八年六月二

十八日受理

電信電話設備拡充のための第三次五箇

年計画は正に關する請願

請願者 東京都目黒区中目黒三ノ

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第一六四三号と同じである。

第三六九七号 昭和三十八年六月二

十八日受理

電信電話設備拡充のための第三次五箇

年計画は正に關する請願

請願者 福島県二本松市松岡八一

紹介議員 木村福八郎君

この請願の趣旨は、第一六四三号と同じである。

第三六九八号 昭和三十八年六月二

十八日受理

電信電話設備拡充のための第三次五箇

年計画は正に關する請願

請願者 長崎県佐賀郡浦町片

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一六四三号と同じである。

第三六九九号 昭和三十八年六月二

十八日受理

電信電話設備拡充のための第三次五箇

年計画は正に關する請願(三通)

請願者 福岡市山手通二ノ四七

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第一六四三号と同じである。

第三七〇〇号 昭和三十八年六月二

十八日受理

電信電話設備拡充のための第三次五箇

年計画は正に關する請願(四通)

請願者 山口県下関市上田中六町

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第一六四三号と同じである。

第三七〇一号 昭和三十八年六月二

十八日受理

電信電話設備拡充のための第三次五箇

年計画は正に關する請願

請願者 福岡市大字名島大名町

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第一六四三号と同じである。

第三七三十一号 昭和三十八年六月二

十八日受理

電信電話設備拡充のための第三次五箇

年計画は正に關する請願

請願者 福島県二本松市松岡八一

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第一六四三号と同じである。

第三三四一号 昭和三十八年六月二

十五日受理

官製はがき料額印面の切手転用に関する

郵便法の一部改正に關する請願

請願者 東京都中央区新富町二ノ

紹介議員 赤松 常子君

使用しない官製はがきの料額印面の部

分を切りとって郵便切手に転用するこ

とを認めるよう、郵便法の一部を改正

されたいとの請願。

明治六年、わが国に官製はがき制度が

実施されてから約九十年、その間刷り

損じ等により印刷業者が不当な損害を

こうむっている枚数は、日本印刷工業

組合連合会の調査によれば年間約一千

万枚に及び、その全額はばく大なもの

である。これは現行の郵便法が、国民

の不利を一切顧慮することなく、その

使用の有無にかかわらず、販売後の取

扱いはすべて国民の責任としていてと

ころに、非常な不合理性がある。印刷

業者は先年来この点に重大な関心をむ

け、一昨年、長野市における第十回印

刷文化典の全国印刷業者大会に、未使

用印刷済み官製はがきの払いもどし請

一回印刷文化典の業者大会において、

重ねて料額印面の郵便切手転用を認め

る郵便法の一部改正を要望する決議

(別冊添付)を行ない、署名運動をは

じめ全国的に強力な運動を展開してい

るが、この問題は単に印刷業者だけで

なく、全国民共通の利益にかかわる問

題でもある。なお、すでに簡易はがき

の料額印面の切手転用を認められてい

るので、これを官製はがきにまで拡張

することは至極容易であるものと考え

る。また、本運動を推進するにあた

り、国会議員の方々に對し賛否のアン

ケートを求めたところ、多くの方々か

ら賛成の回答があり、本運動に對し強

い激励をいただいている。反対を表明

された方は一名もなく、衆参両院を通

じ各政党を網羅していることは本運動

の趣旨が絶対的に正しく当然の要望で

ある証拠である。

第三五七〇号 昭和三十八年六月

二十七日受理

電話の全国自動即時化反対及びサー

ビス改善要求に關する請願

請願者 新潟県高田市東本町五丁

目 堀川幸子外四百二十

訳をつけること。

四、特別加入区域の制度をなくして、

平等なサービスをする。

五、部落電話の料金を一般並にするこ

と。

六、電信電話債券を廃止すること。

電々公社は、必需品ともいふべき電

話によってばく大な利潤をあげている

が、公共事業である電々公社が多額の

利益をあげる必要はない。

しかも、その利益が大会社を大いに

もうけさせ、全国ダイヤルでつながる

方式にして、さらに、この傾向を強め

ることはひどすぎる。

第三五七一号 昭和三十八年六月

二十七日受理

電話設備の拡充に係る電話交換方式

の自動化の実施に伴い退職する者に対

する特別措置に關する法律案反対に關

する請願

請願者 名古屋市中区和鶴舞町三

ノ一愛知県地方労働組合

評議会内 寺門 博

紹介議員 野々山一三君

電話設備の拡充に係る電話交換方式

の自動化の実施に伴い退職する者に対

する特別措置法案は、日本電信電話公

社拡充のためには、手段を選ばぬ政策

と言わざるをえないものであるから、

強く反対するとの請願。

本法案の目的は、希望退職を募らう

とする形態によって、事実上首切りを

行なおうとするものであることは、安

定雇用を確保する諸施策をかえりみ

ず、特定の局所、時期、職種に限定し

た上、政令、郵政大臣、公社によつて

一方的に運用することなどの内容から

明らかである。また、民間各

企業の合理化の際の人員整理方法にみられる以上に、法律をもって、資本の意志のみにより強行しようとする悪質なものである。さらに、電通合理化問題については、全国電気通信労働組合と当局との間における従来からの労働協約に違反する背信行為である。

第三五九三号 昭和三十八年六月二

十七日受理

電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律案反対等に関する請願

請願者 千葉県東葛飾郡流山町江戸川台西 上見正美外九

百四十名

紹介議員 亀田 得治君

労働基本権の確立と労働者の生活をまもるために、次の四項目の実現を期せられたいとの請願。

一、「電話設備の拡充に係る電話交換設備の自動化に伴い退職する者に対する特別措置法案」撤回。

二、労働基本権の確立と、ILO 第十七号条約の無条件即時批准。

三、ILO 第八十七号条約批准に便乗する国内法改悪案撤回。

四、「暴力行為等処罰に関する法律の一部改正案」撤回。

政府は、電通事業合理化の名目で、日本電信電話公示の計画する第三次五箇年計画の実現促進にあたり、過剰人員となる婦人労働者に退職を余儀なくさせるための特別措置法案を今国会に提出したが、この法案は、電話交換業務に従事する婦人労働者から生活の手段を奪いとりとするものであるから、労働基本権を無視、否定しようとする企図する諸立法とあわせて、政府に対し嚴重な反省を求めるものである。

第二十八号中正誤

ページ 行 誤 正

- 二 五 終か 政策 政府
- 三 一 終か なることじ なることじ
- 三 七 ない やない
- 五 六 助 対する。補 対する補助
- 四 一 終か である部分 分、ある部
- 五 一 八 〇政府委員 〇政府委員
- 五 一 八 浅野賢澄君 浅野賢澄君
- 五 二 終か 治用 活用
- 七 一 終か ころの契約 この契約
- 二 二 定制 定制
- 四 三 終か 区域外をい 区域外とい
- 九 五 終か お願いつて お願いつて
- 六 一 終か なたのあで なたのほ
- 六 五 終か うは うは
- 五 四 終か ことがほき ことができ
- 三 四 二 基づいて 基づいて
- 五 三 あるわまで あるわけで
- 六 二 二 ございいます ございいます

昭和三十八年七月十八日印刷

昭和三十八年七月十九日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局